

令和5年第1回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年3月8日（水曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 一般質問
日程第 5 議案第 1号 御宿町監査委員の選任について
日程第 6 議案第 2号 御宿町教育委員会委員の任命について
日程第 7 議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8 議案第 4号 指定管理者の指定について
日程第 9 議案第 5号 指定管理者の指定について
日程第10 議案第 6号 御宿町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第11 議案第 7号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	岡本光代君	2番	田中とよ子君
4番	土井茂夫君	5番	立野暁広君
6番	藤井利一君	7番	貝塚嘉軼君
8番	高橋金幹君	9番	伊藤博明君
10番	堀川賢治君	11番	北村昭彦君
12番	滝口一浩君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	金井亜紀子君
産業観光課長	渡邊和弥君	税務住民課長	佐藤昭夫君
建設水道課長	埋田禎久君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	大竹伸弘君		

事務局職員出席者

事務局長	市原茂君	主事	市川可奈君
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（土井茂夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、令和5年第1回定例会が招集されました。

本日の出席議員は11名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年3月招集御宿町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

新型コロナウイルス感染防止のため、席と席の間にパーティションを置きました。このため、一般質問に対する答弁、議案説明及び質疑応答については、着席したままで発言してください。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料により了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類は使用できませんので、電源をお切りください。

（午前 9時30分）

◎会議録署名人の指名について

○議長（土井茂夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。12番、滝口一浩さん、1番、岡本光代さんをお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（土井茂夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から7日間とし、本日は諸般の報告の後、4名の一般質問を行い、議案第1号から議案第7号までを順次上程の上、質疑、採決を行い、散会いたします。

明日9日は、議案第8号から議案第26号までを順次上程の上、質疑、採決を行った後、議案

第27号の議案説明までを行い、散会いたします。

10日から13日まで休会とし、14日に議案第27号の質疑、採決を行い、発議第1号、第2号を順次上程の上、説明、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日から14日までの7日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長(土井茂夫君) 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに、令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、人事案件3件、指定管理者の指定2件、条例案10件、条例に基づく議決すべき事件2件、補正予算案5件、各会計の新年度当初予算案5件の計27件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号 御宿町監査委員の選任につきましてでございますが、令和5年3月31日をもって任期満了となります御宿町監査委員、綱島勝氏を引き続き監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和5年4月1日より令和9年3月31日までの4年間でございます。

議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてですが、令和5年3月31日をもって任期

満了となります御宿町教育委員会委員、浅野智子氏を引き続き教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるるものでございます。

略歴は別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和5年4月1日より令和9年3月31日までの4年間であります。

議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、固定資産評価審査委員会委員に植田行貴氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、議会の同意を求めらるるものであります。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和5年4月1日より令和8年3月31日までの3年間であります。

議案第4号 指定管理者の指定についてですが、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、御宿町駅前駐車場の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものでございます。

議案第5号 指定管理者の指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第3項の規定によりまして、御宿町運動施設の指定管理者を指定するため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めらるるものであります。

議案第6号 御宿町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてですが、町における個人情報の取扱いにつきましては、これまで町の条例においてルールを定め運用してまいりましたが、個人情報保護法の一部改正により、法に基づく統一的な基準により管理運用するとされたことから、本条例において法の施行に必要な事項について規定をするものであります。

議案第7号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてですが、議案第6号と同様、個人情報保護法の一部改正により、個人情報の取扱いは法に基づく一律の基準により管理運用することとされ、御宿町情報公開・個人情報保護審査会の所掌事務など、個人情報の取扱いに関する事項を整理し、新たに御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものであります。

議案第8号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、職員の定年引上げに伴い、役職定年による職員の降給の事由や手続について規定する必要があることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第9号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例の制定についてであります。産業医について、特別職非常勤職員として位置づけし、報酬を定めるものであります。

議案第10号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で定める特定教育・保育施設の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、体罰等によらない子育てを推進するため、児童福祉法に基づき、児童福祉施設の長が入所児童等に行う措置について、懲戒が削除されたことから、関連する規定を削除するほか、こども家庭庁設置法の施行により、子ども・子育て支援法が一部改正されたため、条例で引用する同法律の規定を整備するものであります。

議案第11号 御宿町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉法に基づき、市町村が条例で定めるところとされている家庭的保育事業等等の運営の基準について、国の基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容につきましては、体罰等によらない子育てを推進するため、児童福祉法に基づき、児童福祉施設の長が入所児童等に行う措置について、懲戒が削除されたことから、関連する規定を削除するほか、こども家庭庁設置法の施行により、関係省庁からこども家庭庁に所掌事務が移管されるため、関連する規定を整備するものであります。

また、令和4年9月に認定こども園の送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという事案が発生したことを受けまして国の基準が一部改正されたことから、バス送迎にあたっての安全管理の徹底に係る規定を加えるほか、安全計画の策定に係る規定を国基準に沿って見直すものであります。

議案第12号 御宿町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定については、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が制定されたことにより、子ども・子育て支援法の一部改正に伴いまして条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、子ども・子育て支援法の条の繰上げによる本条例の改正でございます。

議案第13号 御宿町放課後児童クラブの設置及び運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてですが、令和5年度の放課後児童クラブ利用希望者が現在の利用定員を上回ったことに伴いまして、本事業を必要とする児童全員の受入れを可能とするため、令和5年4月1日より御宿町立御宿小学校内へ放課後児童クラブを移転いたしまして運営するために改正をす

るものであります。改正内容は、支援単位がこれまでの1単位から2単位となることに伴う名称の変更及び移転による実施場所の位置変更でございます。

議案第14号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法に基づき市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、国の基準の一部改正に伴いまして、条例の一部を改正するものであります。改正内容につきましては、利用者の安全を確保するため、安全計画の策定に係る規定を加えることと、バスで送迎した際の安全管理の徹底を図るための規定及び感染症や非常災害の発生時に備えた業務継続計画の策定について、規定を加える改正を行うものであります。

議案第15号 御宿町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国保条例の一部改正をするものであります。改正内容につきましては、被保険者の出産に対し給付する出産育児一時金の金額を引き上げる改正でございます。なお、本条例案につきましては、去る2月16日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第16号 第9次御宿町行政改革大綱の策定についてですが、御宿町における行政改革について、デジタル化やSDGsなどを踏まえて持続可能な行政の実現に取り組むため、御宿町議会の議決に付すべき事件に関する条例第2条第12号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案第17号 第5次御宿町総合計画の策定についてですが、町政運営の基本となる御宿町総合計画を策定するもので、御宿町の政策の基本的な方向性を示す、町政全般に関する最上位の基本的かつ総合的な計画であります。期間は令和5年度から令和12年度までの8年間とし、御宿町議会の議決すべき事件に関する条例第2条第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第18号 令和4年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号でございますが、今回提案いたします補正予算（案）第2条収益的支出は、令和4年度御宿町水道事業会計当初予算第3条収益的支出を425万円増額するものであります。内容といたしましては、単価の変更に伴う動力費の増額と故障した浄水場施設の修繕費を増額するものであります。

議案第19号 令和4年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号でございますが、歳入歳出それぞれ4万2,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億2,919万1,000円とするものであります。主な補正の理由につきましては、国保事業費納付金

等の財源更正及び令和3年度の特健康診査事業実績報告に基づき、国や県に対し交付金等の返還を生じたことによるものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る2月16日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第20号 令和4年度御宿町後期高齢者医療特別会計補正予算（案）第2号は、歳入歳出それぞれ275万1,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ1億8,320万4,000円とするものであります。主な補正の内容につきましては、保険料の増額及び保険基盤安定拠出金の決定による減額でございます。

議案第21号 令和4年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第3号につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ220万円を減額いたしまして、補正後の予算総額を11億1,130万7,000円とするものであります。主な内容につきましては、地域支援事業費の年度末までの執行を勘案し、予算の調整を行うものであります。法定負担分として、国・県支払基金からの交付金や補助金、一般会計からの繰入金の減額等を行いまして予算の調整を図りました。

議案第22号 令和4年度御宿町一般会計補正予算（案）第7号でございますが、歳入歳出ともに7,443万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を42億6,991万円とするものであります。本補正予算の内容につきましては、国の出産・子育て応援交付金事業への速やかな対応や、障害者自立支援給付事業における扶助費の追加、町営プールの設備改修工事、公衆トイレ解体工事、また後年度の財政需要に備えた基金への積立てのほか、事業の完了や進捗に伴う不用額の減額などを行っております。

なお、財源につきましては国・県の補助制度等の活用や普通交付税及び純繰越金を追加して対応するものであります。このほか、年度内完了が見込まれない事業について繰越明許費を、また事業完了等に伴う地方債の変更を定めるものでございます。

議案第23号 令和5年度御宿町水道事業会計予算（案）につきましては、安全な水の安定供給に重点を置くことといたしまして、施設の更新整備に努めた予算編成をいたしました。第3条予算収益的収入及び支出の予定額につきましては、水道事業収益3億3,160万6,000円、水道事業費用3億7,018万1,000円を計上いたしました。次に、第4条予算資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入1億8,234万2,000円、資本的支出2億7,545万1,000円を計上いたしました。第5条予算継続費につきましては、令和4年度に引き続き、送水管耐震化更新工事業として令和5年度に1億2,204万4,000円を計上いたしました。第6条予算企業債につきましては、更新工事の充当財源として、限度額を1億3,770万円と定めるものであります。

議案第24号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計予算（案）は、予算の大半を占める保険給付費と国民健康保険事業費納付金につきまして、前年度実績や県の算定結果を基に算出し、編成をいたしました。予算総額11億544万6,000円、対前年度比では2.1%の減であります。主な要因につきましては、保険給付費等の減額の影響によるものでございます。引き続き、収納率向上対策、医療費の適正化及び保健事業等を推進いたしまして、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

なお、本予算につきましては、去る2月16日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第25号 令和5年度御宿町後期高齢者医療特別会計予算（案）でございますが、千葉県後期高齢者医療広域連合から示されました後期高齢者医療保険料と保険基盤安定拠出金を基に編成いたしまして、予算規模といたしましては、前年度と比較しますと4.7%増の1億8,847万1,000円といたしました。

議案第26号 令和5年度御宿町介護保険特別会計予算（案）でございますが、第8期介護保険事業計画の3年目となる令和5年度の予算案は、認定者数や介護サービスの利用など、計画値を踏まえまして、サービスの利用の実績を勘案しながら保険給付費を見込みました。また、介護予防・日常生活支援総合事業や任意事業、包括的事業費等の地域支援事業費を計上いたしまして、包括支援センターを核とした包括的な支援体制のさらなる充実に努めてまいります。様々な状況下においても高齢者の皆様が地域で安心した生活が送れるよう、各事業に取り組んでまいります。

予算規模といたしましては、前年度と比較しますと、1.5%増の10億8,479万8,000円といたしました。

議案第27号 令和5年度御宿町一般会計予算（案）でございますが、歳入歳出ともに37億1,700万円といたしまして、令和4年度と比較し、7,900万円、2.2%の増となりました。増額となりました主な要因につきましては、B&G体育館屋根改修事業など、老朽化した施設への対応や、物価及び原油価格高騰による光熱費をはじめとする各事業の維持管理経費の増加が影響したことによるものでございます。予算の内容につきましては、生活基盤の整備及び老朽化した公共施設への対応、社会福祉の充実、産業教育の振興、地方創生に向けた取組など、あらゆる行政目的において住民満足度の向上に資する施策経費を計上しております。

予算の編成にあたりましては、ウィズコロナの新たな段階に移行しながらも、国の施策の動向や世界情勢に注視し、多様に変化した生活環境に対応させ、第5次総合計画等との整合性を

図るとともに、事業費の精査を重ねまして、経費節減を徹底し、将来財政負担を考慮しつつ、住民生活への影響度や緊急性から、真に必要な事業について予算を配分いたしました。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては担当課長からご説明申し上げますので、何とぞご審議をいただきましてご決定くださいますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告についてでございますが、物価高騰などの対策として、おんじゅく町民応援商品券及び御宿家族団らん地域応援食事券の事業を1月23日まで実施いたしました。商品券につきましては98%、食事券は93%程度と、多くの方に効果的にご利用いただいたとのご報告を受けております。

2月11日から3月3日までつるし雛めぐりが開催されまして、4年ぶりの全面開催となった今回につきましては、およそ1万5,000人のお客様にご来場いただきまして、盛大なものとなりました。コロナ前と比較しますと1割程度下回っておりますが、観光客の入り込みは回復していると手応えを感じており、令和5年度は多くの方々に来町していただけるものと期待するところであります。

新型コロナワクチン接種でございますが、これまで5回にわたり集団接種に取り組んでまいりました。2月28日が集団接種の最終日となり、これまでの平均接種率は70%を超えるものとなりました。新型コロナウイルスの流行が始まって4年目に入り、3月13日以降、マスクの着用については個人の判断に委ねられ、また新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけも、5月8日に季節性インフルエンザと同等の5類になると政府の発表がありました。これからの感染症対策は、一律の感染対策から、個人が流行状況やリスクに応じて主体的に選択し実施することになります。人混みが生ずる場所など、健康な方でも感染を避ける不安を感じるものない配慮ある対策を引き続き取り組むとともに、地域経済の回復、地域活性化に努めてまいり所存でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（土井茂夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（土井茂夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問については3回を超えることができないことになっていきますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 貝塚嘉軼君

○議長（土井茂夫君） 通告順により、7番、貝塚嘉軼さん、登壇の上、ご質問願います。

（7番 貝塚嘉軼君 登壇）

○7番（貝塚嘉軼君） ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

先ほど町長のご挨拶の中にもございましたけれども、今年の久々に催されたつるし雛まつりにおきましても、かなりのお客さんが入った。要するに1万5,000人ほど入ったという報告がございました。とても天候に恵まれて、来たお客さんが、きれいですね、すごいですねというようなお言葉をかけてくれておりました。カワヅザクラも満開で、その下で写真を撮ったり、大勢のお客さんが当町を訪れてくれて、楽しくお帰りになったという感じがいたします。

そういう中で、3月という月は、本日こうして議会も開かれましたけれども、一般的に大変忙しい時期であります。学校におきましても、6年前にランドセルが歩いているような子どもがもう卒業という時期で、それぞれがそれぞれの区切りに従って巣立っているというような季節でありまして、我々議会においても、この議会は大変重要な議会であると認識しております。令和5年度の町長の政策が予算化されて、事業を1年間行うわけですから。それについて、伴う予算についても我々はひとつひとつ吟味し、そしていいものはいいという形で、賛成反対というような形で行うこの議会でございます。

そういう中、私は昨年度12月定例議会において町長に一般質問をいたしました。令和5年度の重点政策についてということでお聞きしたところ、細かい予算配分はまだこれからだということで、大体の政策についてのお考えをお聞きしましたけれども、この3月におきましては正式に予算化され、事業化される町長の重点的な事業というものが示されるわけでありまして、改めて、12月にお答えいただいたのと重複することもあるかと思っておりますけれども、予算がついて実施するということが、4月からの新しい年度の予算が執行されて、事業も行うと、町の活性化に拍車をかけるというような形になるわけですので、何点かお聞きしたいと思

ますので、お答えをお願いします。

昨年の、先ほども言いましたけれども、活性化対策事業についてということでお聞きしました。その流れで、令和5年度は何を重点的に実施するのか。町の方向性について、町長の考えをお聞かせ願えればなというふうに思いますので、まずそれについて、町長、お答えをお願いします。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 貝塚議員さんには、ご質問ありがとうございます。

初めに、令和5年度の重点施策についてというご質問でございます。令和5年度は何を重点的に実施するのか、町の方向性について町長の考えを伺います。また、12月に答弁した内容について、予算に含まれていますかというご質問でございます。

令和5年度につきましては、全町公園課を設置いたしまして2年目となりますので、町内におけます各種施設、景観の改善を進めるとともに、御宿駅西側遊休地の計画の促進について本格的に準備に入りたいと考えております。

また、御宿駅バリアフリー化の促進について、現在国土交通省とJR東日本との協議を進めていますが、可能であれば方向性を定め、前に一歩進みたいと考えております。この駅西側遊休地の景観整備と駅のバリアフリー化については、特別な予算措置を現段階では行っておりませんが、総合計画前期基本計画に重点課題として挙げておりますので、重きを置いていきたいと。方向性が決まり次第、状況に応じ予算措置をお願いしたいと考えております。

また、高齢化が急速に進む中、商業、医療、行政など、地域課題の解決に向け、デジタル化を進めていくとともに、公共施設総合管理計画に基づく進捗管理について、大規模改修等該当施設など、財源調整を図りつつ実施をしていきたいと思っております。

観光面におきまして、観光需要の回復を図るために、おもてなし誘客事業や観光面における地域おこし協力隊を募集いたしまして、自然や文化など地域資源を活用した体験型観光などを企画し、インバウンド観光なども考慮し、観光を振興していきたいと考えております。

また、本年は千葉県生誕150周年という記念すべき年でありますので、9月30日の絆記念日に合わせまして、日西墨友好絆記念事業を開催いたしまして、広く当町の持つ優れた人命救助の史実を内外に発信していきたいと考えております。

12月定例議会で答弁いたしました内容につきましては、町の活力を創出するUIJターン事業、アワビの種苗放流、産品開発事業、英語教育重視に関する外国青年ALT招致事業、史実に基づく教育プログラム、命の海洋教育事業など、引き続き継続して実施してまいります。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、非常に力強い政策を聞かせいただきましたけれども、町長は今日までの間に4回ほど選挙を行っております。そういう中で、常に観光と産業が元気、活気あふれる町と、担い手対策を中心に漁業、農業の政策充実を図り、6次産業化に挑戦するという町民に対する公約をしまりました。

本当に御宿町は、今私は町長が公約したような元気で活気あふれる町、これが、コロナの関係もありますけれども、その前から、バブルがはじけてなかなか元気を取り戻すということが大変であると、至難の業であったというふうに思っておりますが、もうそろそろ本気になって産業と観光が結びついた真の元気ある活気あふれる町を、みんなして一団となって推し進めていかなきゃならない時期だと。これを逃して何になるというような言い方では失礼かも分かりませんが、今、昨年全町公園課が発足されて、この町長の公約の中の元気で活気ある町づくりの一環としてそういう課を設けて、足元から人が訪れて、喜んで、またこの町に住もうというような環境づくりに一歩乗り出したという考え、それについては、私も長年議員生活をさせてもらってきましたけれども、すばらしいと思うし、それをしなければならぬ、人が来てくれないという思いもします。全国津々浦々、人口が減り、お年寄りが増えて、お子さんが、なかなか若い者が住み着かないと。そういう中で、やはり、若者がこぞって移住してきて、事を起こして、地域の皆さんと頑張っていると。いや、逆に地域の皆さんが、そういう人達を心から受け入れ、助けて、その環境がすばらしいというようなことを時々報道等で耳にします。

だけれども、御宿はどうなんだといったときに、まだ発足したばかりですから、全町公園課の力というか、その意義がまだまだ届いていませんけれども、御宿の人たちはみんな人がいいんです。ですから、それを一つの方向に、町長が引き連れて活気のある元気な町にということで、予算を立てるのにあたっては大事なことだと思います。

今、部田前の話も町長されましたけれども、これはかつて滝口栄蔵元町長が駅前開発のときに示されたときもありまして、それも、私も一度お供したことがあるんですけども、地権者の皆さん一軒一軒に歩いてその計画を申し上げて、ご理解をいただいた。その当時はまだ稲作は皆さん盛んにやっております、なかなかそれを、いいですね、じゃ、協力しますよという返事は私の記憶では、そこまで町長は考えているんですかという声は聞きましたけれども、じゃ、私の田んぼを提供しますよ、お使いくださいというような返事はもらえなくて、当時苦労されてました。

そういう中で何十年か過ぎていきまして、私、昨日千葉に行く用事があって、電車で行きま

した。上から、時間があつたから5分ほど眺めまして、本当にこのままじゃ惜しいな、もったいないなど。これを何とかすればもっともっと御宿町に人が来て、元気が出て、御宿に住んでよかったなど、あるいは御宿に来て元気をもらって、またあしたから頑張れるなどというような、そういう地域にできたらなど。本当に宝の持ち腐れというか、これを町長は何とかしようという考えを示してくれている。それについて、今だったら当時の滝口栄蔵町長のときと違って皆さんが協力してくれる可能性があるかなど。しかし、なかなか地権者は百人おる、大変だ。

ですから、1年や2年でどうこうということじゃないだろうけれども、町長の任期期間中、また次を志すのであればその次に対して、やはりある程度の計画のめどを立てて、ここの地域においての有効利用について、また町の活性化のための事業としてやっていただけることがいいなというふうに思いました。

ですから、エレベーターのことも町長は考えておりますけれども、西口のあの駅前がどういう計画でどういうふうになっているか分からない。そういう中で、西口に行く、そっちへ出るホームも必要になってくるんじゃないかなど。そうなったときに、JRがそっちに改札口をつけてくれるだろうか。今までそういうあれがあつたのかなどいろいろ考えてみたら、昔の土気駅、今の土気駅と比べると、土気駅はたしか1か所だけの北寄りのほうのホームしか出口がなかったように、改札口がなかったような気がする。今じゃ、南、北ですか、そんなような感じで改札がありますけれども、そういうふうになってきたときにJRは本当にやってくれるのかな。もしやらなかったら、この駅前が開発されて町長の考えどおりにできていったら、町単独で何もそれはつくったっていいんじゃないかと。町が駅を管理したらいいんじゃないかなというように、ちょっとそんな思いをしながら千葉まで行ったわけなんですけれども、そんなこんなで、駅前開発については今後進めていくということで大変だろうと思っておりますけれども、ぜひやってほしいなというふうに思います。

そういう中で、これから予算のそれぞれの課において町長の政策指示に従って実行しているわけでございますけれども、まだまだ私も細かいところまで見てはいませんので、今ここでどうこうという小さい質問はできませんけれども、とにかく町長は意気込みを持って、本当に町長が裸になってふんどし締めて、この事業に取りかかるんですということが示されて、我々議員にも伝われば、議員もお手伝いすることはやぶさかじゃないというふうに私は思います。ですから、この予算についても、この後日程に従って議員さんがいろいろ町長にお聞きすると思っております。そういう中で、ぶれずに町長の考えを5年度の予算に盛り込んであるんだということで頑張ってもらえれば、議会も協力していけるというふうに私は思っております。

ですから、12月にもお尋ねして、今こうして同じような質問を繰り返して、本当に失礼だとは思いますが、このままでは御宿はずるずるといって、もうどうしようもない、手のつけられないようになってしまうというような思いがするので、ぜひ今年予算の中においても、活力ある方向性を向いた予算でやっていってほしいなというふうに思います。

それから、コロナも収まりつつある中で、やっぱり文化交流というのを、先ほど町長も言いましたけれども、県150年の記念に、メキシコ・スペインとの事業におきましても実施する予定でおるといことで、予算も入っておるかと思えます。ですから、これをきっかけに、またメキシコのテカマチャルコ市やそういうところからの学生等の交流を考えているのかどうか、それについてちょっとお聞きしたいと思えます。メキシコ・スペイン交流事業を実施するのかどうか、担当のほうから。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 令和5年度においてメキシコ・スペイン交流関係事業をどのように実施するかというご質問にお答えさせていただきます。

町では、9月30日の日西墨友好の絆記念日に月の沙漠記念館広場前において、日西墨友好の絆記念日事業を計画しております。今年は、メキシコ合衆国のアカプルコ市と姉妹都市提携45周年、テカマチャルコ市とは10周年を迎えることから、今後メキシコ大使、スペイン大使をはじめ、両市の関係者の出席につきまして、今後調整を図ってまいりたいと考えております。

日西墨友好の絆記念日事業の実施につきましては、記念式典や各国を代表する文化コンサートを予定しております。また、多くの町民の皆さんに参加をいただくことで、事業の趣旨である史実の伝承が図られるよう、国際交流協会をはじめ、関係機関と連携してまいりたいと考えております。

予算計上につきましては、令和5年度予算に国際交流協会補助金17万1,000円、日西墨友好の絆記念日事業に係るコンサート出演謝礼や史実の伝承記録映像作成費及び会場設営費等501万6,000円を計上し、総額として518万7,000円を計上させていただきました。

なお、日西墨友好の絆記念日事業につきましては、千葉県誕生150周年記念事業補助金を申請し、事業費501万6,000円のうち250万円は県補助金を活用することとなっております。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） 予算も今説明がありましたけれども、私が聞きたいのは、学生交流について今後はどうなんだろうかというのが、私の聞き方が最初悪かったんだろうけれども、そういう計画についてはどうなんだということが聞きたかったんですよ。第1回目、第2回目、

交流があったメキシコの学生が今現に日本に来て、大学で、大学院で学ばれている方が3名おります。そういう中で、今後、ですからそういう学生との学生交流はどうなんだということなんです。

これには、今説明があったのは千葉県の生誕150周年の、それに伴った行事に、せんだって町長も言っていましたけれども、アカプルコとテカマチャルコ市長を招いて交流をしたいというような話がありましたけれども、これは正式にお呼びするんですか、両市の市長を。それは後として、今私が言った学生の交流についてはどうなんですか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 貝塚議員さんより、日本・メキシコ学生交流プログラム事業のこれからはどうなのかという質問でございますね。

○7番（貝塚嘉軼君） はい。

○町長（石田義廣君） 私自身、非常に重要な事業であると考えております。

そういう中で、かつて行わせていただきましたけれども、一つはなかなか現在動きづらいというのは、やはりコロナ状況がございますね。非常に鎮静化してきておりますが、メキシコのコロナ状況はどうなのかということと、はっきりと100%コロナの状況が収束しましたらできれば行っていきたいなと思っておりますけれども、それには、日本においても、日本における在日メキシコ大使館、そして日本の外務省、さらにはメキシコにおける関係者の皆様方、外務省もありますけれども、また一つは日墨協会の方々がメキシコにございますが、600名ぐらいの団体になっておりまして、非常にいろんな面でご活躍されております。日本からメキシコに渡って、30年、40年と生活をされている方々のお集まりでございますけれども、もし前向きになればそういう方々のご協力も得られるんじゃないかなと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、非常に今までの規模的には、これは例えば姉妹都市との交流という枠を超えていますので、国と国との交流、国と国との大使館同士の連絡調整とか、そういう形でございますので、実施する前にいろいろなご訪問をさせていただいて、どうでしょうか、ご協力いただけますでしょうかというようなお話から始まると思っておりますけれども、いずれにしてもコロナ状況がもう少し鎮静化したときに検討はしていきたいなと思っております。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） 分かりました。いろいろありましたけれども、この事業はほかに類を見ない御宿独自の交流事業だというふうに思います。ですから、事情が許されるようになりましたらぜひ交流をしていただきたいなというふうに思います。

それから、やはり一番の問題は、12月の議会においてもお尋ねしましたがけれども、少子高齢化に伴って子どもが少ない、若者が少ない。定住を促進させるにおいても大変だということなので、3番目として、少子化対策についてということをお聞きしたいと思います。

少子化対策として、特に子育て世代に対する移住定住対策を今後10年、20年先を見据えたビジョンをどのように考えているのか、町長の考えを具体的に伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 少子化対策について、特に子育て世代に対する移住定住対策についてどのように考えているのかというご質問でございます。

一般的な移住定住対策については、U I J ターンによる企業就業者の創出事業などを引き続き実施していきませんが、子育て世代に対する移住定住対策というご質問について、現在児童福祉を含め、子育て、教育施策の充実を図っていかなければならないと思っております。現在、児童福祉事業として出産育児祝金事業や児童手当支給事業を、また健康維持増進事業として子ども医療費の無料化など、様々な助成事業を実施していますが、これら事業を継続して実施していくとともに、一層の充実を図っていきたいと考えております。

また、次にご質問いただいておりますが、移住定住を誘うような魅力ある学校づくりを心がけていきたいと思っております。このたびの小学校更新に関わる説明会やアンケート調査におきまして保護者の皆様から様々なご意見をいただきましたので、精査、検討いたしまして、魅力ある学校づくりに力を注いでいきたいと思っております。

また、後ほど堀川議員さんからも、若者の移住定住の受入れ体制づくりについてご質問いただいておりますが、先ほど申し上げましたが、これから取りかかろうとしている駅西側遊休地の有効利用について、御宿台区を中心とした町内全域における移住定住につながるような構想をあの駅裏遊休地に展開することができればと思っております。

現段階でこのように答弁させていただきます。よろしくお願いします。

○7番（貝塚嘉軼君） 今、移住定住対策と小学校の更新についてというのも非常につながりがあるので、別々というふうに今私は質問出してありますけれども、時々私も、サーフィンの方なんかも、うちへ泊まったり駐車場を貸してくださいとかして来るんですけども、まだ30半ばとか20代の人たちと話をすると、いや最高にいいですよ御宿は、だけれどもここに住んで仕事をしようとするとはやはりちょっと遠いんですよと。ですから、仕事があれば、私なんかはもういち早くこの御宿に住みたいんですよというような声も聞くんですけども、本当に仕

事、だったら漁師にでもならないかというようなことを言うと、いやそれはちょっとなんていうような話になるので、なかなか、産業がないということは厳しいんだなというふうに思っておりますけれども、既に子どもを抱えて、やはり自分は海の近くで暇があったら子どもと一緒に海で遊びたいというような考えを持っている人が結構いるんですね。ですから、場合によっては、住宅を提供する。要するに、子育て中の皆さん、どうぞ御宿に住んでください。住宅はこの町営住宅で安くあれしますよとかというような、そういうことも一つありかなと。考えの一つに組み入れて宣伝するというか、促進事業として一言付け加えるのもありかなというふうな考えをするんですけれども、その点について、どうなんですか。住宅提供するからぜひ御宿に来ませんかというお考えはないですか。ありますか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 住宅の提供ということについては現時点で考えておりません。なかなか財源も伴うと思いますけれども、今できればやりたいことは、やはり空き家の活用です。空き家が眠っています。あれは宝だと思いますので、何とか掘り起こしをできないかなと思っております。いろんな対策で、かなり空き家に住むということになれば、一般的なアパート、マンション等を借りるよりも低価格で住んでいただけるんじゃないかと思っておりますので、その辺を研究していきたいなと思っております。

以上です。

○7番（貝塚嘉軼君） ぜひそういう方向で、ありとあらゆる方法を模索しながら若者が住む御宿町にしていきたいなと思っております。

次に、小学校の更新についてということで、せんだって全員協議会においてご説明がありました。ですから、どうやって進めていくのかというのはそのときに聞いてはおります。

それで、アンケートに基づいていろいろデータが出てきて、それを重要視しながら検討しているということでお聞きしましたけれども、一部はそういう結果に基づいてやるということについての、町民の方も、一つの方法でしょうけれども、もっともっと考えてやるべきじゃないですかと。今のこの御宿町が、どのぐらい増やして、どのぐらい子どもが来てということを考えたら、ほとんどこの先5年たっても10年たっても子どもは今の倍にはならないでしょうと。そうしたときに、小学校を新しく建てることについてもうちょっと、もっと考えてやるべきじゃないんですかということなんです。

というのは、何で中学校のそばに、じゃ、中学校のそばに建てた場合に、小中一貫校として共有するグラウンドとか何かにおいては本当に全く支障がないんですか。あれは中学校のため

の広さをもって造ったグラウンドじゃないんですか、体育館じゃないんですかと。それは、今後一緒になったときの運営の仕方は構想中の学校で調整して運営していくんじゃないんですかと私はその方に言ったんですけれども、だけれどもよくよく考えてみれば、本当にどのぐらいの規模が一番適正なのかなど。

であれば、岩和田小学校の跡地、あのままああいうふうになっているんだったら、1クラスにも満たないような子どもたちであって、これ以上増えるような見込みがないと。あるいはもっと大きな考えを持つと、県の、国の政策によって、もしかしたら2市2町のこの夷隅地域が1つになってしまうんじゃないかと、そういうこともあり得るんじゃないかというような考えを持った人がいて、私聞いて、それは先の先でしょうから、今ここでそこまで考えるといったら学校を建てることもできないだろうし、今の学校を使いなさいというようなことのほうが手取り早いんじゃないかなというようなことも考えられますよねとかと、雑談的にその方と話したんですけれども、そういう考えを持っている人もいるということで、今後の小学校を新しく建てることについて、いま一度町長の考えをお聞きしたいんですよ。

様々な声がある中で、町長は私の考えはこうだと、これでやるんだという決意をいま一度示してもらわないと、私たち議員に町民からいろんな声が来ます。だけれども、町長が揺るぎない考え、この方針でこうですよと言っていますので、それでいくことに決定するんじゃないんですかというようなお答えができるような考えを今ここで示してもらいたいなど、そう思ってこの小学校更新についてということを含んで全員協議会で聞いたけれども、いま一度確かめたいなというような思いで一般質問させてもらっております。どうでしょうか、そういうお考え。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿小学校の更新につきまして、今後どのように実施していくのかというご質問でございます。

御宿小学校の更新につきましては、これまで議員協議会あるいは全員協議会において、議員の皆様方にご説明を申し上げてきましたが、現在建設候補地の選定を進めているところでございます。できるだけ早く候補地を決定いたしまして、決定いたしましたら設計事務の検討に入り、令和8年度末の完成を目指したいと考えております。

令和2年度に御宿小学校のコンクリート構造物耐久年数に係る劣化度合いについて、コンクリートの中性化試験や圧縮試験を行いまして、御宿町学校施設の個別施設計画に明らかではございますが、非常に劣化が進んでおります。一般的なコンクリート構造物の耐用年数は60年と

されておりますが、1998年以降に建設された学校施設につきましては耐用年数が47年となっております。このように、構造物の耐用に関する考え方が厳しくなっております。御宿小学校は昭和42年、1967年に建設されておりますので、令和8年の2026年が耐用年限となっております。このような状況の中にありますので、今申し上げました工程により事業を進めていくことができると考えております。

また次に、町民の皆様や保護者の皆様の生の声を聞いて進めていくべきと考えるが、町長はどのように考えるかというご質問でございます。

冒頭に申し上げましたように、議員の皆様方には各会議などでご説明させていただきましてきておりますが、保護者の皆様に行った説明会の内容や町民の皆様に行ったアンケート調査の内容など、いろいろご説明させていただきました。保護者の皆様、町民の皆様から多くの貴重なご意見を、生の声をお聞かせいただきました。できれば、100名なら100名の皆様の全ての声を取り入れていきたいところでございますが、なかなかそのようなわけにはいきません。

ご質問にコンセプトを掲げとありますが、コンセプトとは概念であり、企画等における全体を貫く統一的な視点や考え方であると「広辞苑」にあります。現在では、コンセプトということについては非常に広く多義に解釈されておると思います。小学校更新に係る基本コンセプトとして、1つとして、東日本大震災を教訓に、津波災害等に対してより安全を守るため、高台への配置が望ましいこと。そして2つ目として、教育環境にふさわしい自然環境であること。そして3つとして、少子化が進む中、小中連携一貫教育を見据えた方向性であること。4つとして、財政需要を勘案することとしています。この4つを基本的な考え方とするということを申し上げてきました。

教育行政に係る方針、指針につきましては、毎年御宿町教育委員会より教育行政基本方針が定められ、これに基づいて教育行政が進められているところであります。このたびの説明会やアンケート調査など、また教育施設検討委員会において様々な貴重なご意見をいただいておりますので、これらのご意見を可能な限り取り入れて、今申し上げました4つの基本的な考え方に照らし合わせながら候補地を決定し、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（貝塚嘉軼君） おっしゃるとおり、小学校建設にあたってはいろんな情報を得て、その中で決めていくというお考えであると。要するに、コンセプトは今町長が言ってくれましたけれども、それを全部こうなんというわけじゃなくて、総合的にこういう考えでこういうふうにしていくんだということを決めてやっていくということですので、お答えがいずれは

議会だよりに掲載して皆さんに分かるというふうには思っておりますけれども、私どもも今町長が決めた考えが揺るぎないということで、こういう方針で新しくするんだということが明確に今されたというふうに私は解釈します。よって、どうかその考えは進めてもらいたいなど。よりよい場所に、皆さんがここにできてよかったなと思う場所を充分吟味しながら決めてほしいなというふうに思います。

続いて、時間もなくなってしまいましたので、最後に、以前にも聞いたかと思っておりますけれども、副町長を置くか置かないかということの質問でございます。

副町長においては、長年というか三、四年というか、いなかった時期が四、五年ありましたかね。平成29年の4月に横山氏が就任されて、平成31年の3月に退任されて以来不在となっております。各課において、事業の実施時はもちろんのこと、各課をまたいだプロジェクトチームのような事業など、現在副町長がいないためなかなか事業が進まないということが多く感じています。

これは私だけかも分かりませんが、もっと連携したプレイがいまいち足りないんじゃないかなというふうな感じでしたのでこのような質問をするわけなんですけれども、副町長の役割というのは、そういう課と課の連携をつなぎ合わせたり、また町長の考えをお伝えしたりと、いろんな形で、やはり副町長は事業、町の活性化、町長の事業を進めるにおいて必要じゃないかなという考えがありまして、今ここにもう一度お聞きするわけなんですけれども、コロナ禍も落ち着きはじめ、世の中が動き出し、市町村の事業への取組においても格差が出てくるのではないかなというふうに思っております。

ですから、副町長を置くか置かないかは町長のお考えですが、いま一度、自分の右腕として、先ほどから町長が言っているとおり、駅前開発についてやはり助けになるんじゃないかなというふうに思いますので、町長、副町長を置くはありますか、お聞かせください。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 副町長を就かせる考えはありますかというご質問でございます。

一言で申し上げますと、現在においては、副町長については考えておりません。今後において、状況に応じて検討は行っていきたいと考えております。

ご指摘いただきましたように、事業において国及び県としっかりと連携して、補助金等に係る要望などをしっかりと行いまして、各事業の進捗率を高めていきたいと思っております。とりわけ、現熊谷知事におかれましては、地方における道路問題など大きな意欲が見られますので、共に町づくり、県づくり、地域づくりに励んでいきたいと思っております。

また、地域における連携について、水道事業統合問題、またごみ処理事業など、重要な事業が多くありますので、共に連携を強化して力強く行政を進めてまいりたいと考えております。

○7番（貝塚嘉軼君） それじゃ、当分副町長を置く考えはないということで、そのような解釈でよろしいですね。

いろいろとあれしましたけれども、時間も来ましたので、一つだけ最後に、ここには質問を出しませんでしたけれども、やっぱり御宿は人が訪れてくれて生きていける町だと、そういうふうに私は思っております。極端かも分かりませんが、ですから、やっぱり観光産業においては時期を問わずお客さんが訪れてくれるような、まず観光産業の育成、そして各御宿の産業をそこに結びつけて、観光立町としての位置づけをやはり明確にしていくべきだというふうには思います。

それについては、今私が所属している、扱っておる食品衛生協会におきましても、御宿町は飲食店が、あるいは民宿・宿泊業が廃業しております。今、私たちの組合に加盟しているのは100軒を切っております。先日、町の活性化のため町長がいろいろ手を打ってくれて、飲食等もそのおかげで助かったという声もありますけれども、だけれども、やはりもうこのままじゃやっていけない。ですから店を閉めるというような声もあって、私のほうに廃業を申し出てきている業者もおります。ですからぜひ、何とか観光産業をもう一度よく考えを見直しして、町長、ぜひ観光と産業を結びつけて、年間を通してお客が訪れてくれるような政策を施していただきたいなというふうに思います。

長時間にわたりいろいろお聞きしてお答えいただきましてありがとうございました。これをもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（土井茂夫君） 以上で、7番、貝塚嘉軼さんの一般質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩を取りたいと思いますので、よろしく申し上げます。

（午前10時58分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時11分）

◇ 堀川賢治君

○議長（土井茂夫君） 10番、堀川賢治さん、登壇の上、ご質問願います。

（10番 堀川賢治君 登壇）

○10番（堀川賢治君） 10番、堀川です。一般質問の時間をいただきましたので、質問をさせていただきます。ちょうど中途半端な時間ですけども、頑張ってやりたいと思います。よろしくをお願いします。

質問事項は3件です。

その前に、町政運営全般について私の意見を述べさせていただきたいと思います。質問の前提条件にもなりますので、意見を述べさせていただきたいと思います。

通告書の1ページに質問事項が、私の意見については書いてありますので、それに従っていききたい。

2000年から2015年までの自治法改正あるいは自治法成立に対して、住民にどう向き合ってきたのか、住民に向き合った町政運営、特に地方創生についてどう向き合ってきたのかという点について、自分自身の検討もありますし、意見を述べさせていただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 堀川さん、着席でもよろしいんですけども、立ったほうがいいですか。

○10番（堀川賢治君） 立ってやります。

○議長（土井茂夫君） 分かりました。

○10番（堀川賢治君） 座ったほうが、このほうが見やすいかな。

それでは、意見を述べさせていただきます。

私のこの別紙に、趣旨のところに、この10年間、全国的にも人口減少、低成長、さらにコロナ対策など厳しい状況であり、地方創生対策はなかなか難しいときでありました。これは私も承知しております。

特に、人口減少問題、また高齢化率の高い、さらに稼ぐ力のないと言ったら失礼かもしれませんが、財政の厳しい御宿町としては、人口減少は町の存亡に関わる課題だと私は思っております。

この10年間の御宿町の地方創生の取組について意見を述べさせていただきます。

地方創生の流れをここに列記しております。2000年、2011年、2014年と地方自治法が改定されております。これによって、我が御宿町はこの自治法の改正にどういうふうに対応してきたのか、一緒に意見をさせていただきたいと思います。

2000年、地方自治法改正、これは地方分権一括法であります。これは国から地方へ権限や財源の移譲を進める法律、もっと簡単に言いますと、自治体に自主性と主体性を求めた法律改正でありました。私は、このときから地方創生はスタートしているというふうに理解をしております。

ます。

これに対しまして、いち早く対応した自治体があります。皆さん方もご存知のとおり、北海道の栗山町議会がいち早く対応しております。しかし、ここも対応して、4年間かかってようやくできたのが議会基本条例なんです。この基本条例についての理念とといいますか、だけを今ここで少しだけ述べさせてもらいますが、こういうふうな取組をしています。

いつの時代にあっても議会としての権能を十分に発揮し、その責任が果たされるよう制定した。一つは、議会運営の基本事項、ルール、自治体自らのルールを決めると、これが第1点です、基本条例の。第2点は、議会の在り方を住民に宣言する、住民に知らせる。この2つを中心に、議会基本条例を制定した、こういうことで栗山町はいち早く対応したと。

これの中心になった人は、当時の議長、橋場利勝さんという議長と、事務局長であった中尾修さん、法的なバックアップをしたのが北海道大学の神原勝さんという、中央大学法学部出身の北大の教授が法的なバックアップ体制をして、議会運営ルールを議会基本条例として法律化したと、こういうふうに聞いております。今、当時事務局長であった中尾さんは、地方議会改革でこう提言しながら全国を回っておられるというふうに聞いております。こういう対応をされた議会もありますということを、まず。

じゃ、我々御宿としても自治体に自主性と主体性を求めたとしたら、我々は二元代表の一翼を担っておりますから、我々議会も対応していかなきゃならないというふうに思って取り上げました。

2011年、これもご存知のとおり、地方自治法一部改正、自治法の第2条4項により、総合計画、基本構想の法的な策定義務をなくしました、国は。それぞれの自治体で検討しなさいということですが、すぐ追いかけて、総務省見解が発表されました。

法改正の施行後についても、法96条第2項の規定、議会の議決すべき事件に基づき、個々の市町村の自主的な判断により、引き続き現行の基本構想について議会の議決を経て策定することは可能だと総務省見解で出しております。

これに対して御宿町はどういうふうな対応をしたのかということに触れておきたいと思うんですが、地方自治法改正にも便乗してと言ったほうがいいんですかね、基本構想の策定にとどまらず、町行政の根幹を占めるほぼ全ての計画策定業務を含め、16項目の事件の議決を案件とすることとしていると。

その中でも、これは私見、私の個人的考えですが、14項、15項、16項の装飾語つき記述は曖昧であり、解釈をめぐる行政混乱をさせるおそれが多分にあると。これは2つの問題が、私は、

地方創生を進めるのに簡単ではないかなというのは、一つは行政機能の発揮に対してやや抵触をしていないかと、この条例違反。もう一点は法的にも検討すべき条文があります。

これを申し上げますと、また法的なものを申し上げますと時間がかかりますが、予算を伴うというのは、14と16項は予算を伴うとなっているんですね。計画じゃなくて、予算を伴うって、計画となっているわけです。予算というのは、単年度の収支を持っていくのが予算なんですけれども、この計画ではそうなっている。

もう一点、15項、住民に重大な影響を及ぼすことについて。住民に重大な、及ぼすことについてのこの抽象的な表現というのは、法律用語としていかがなものかと。これも我々の、我々のというか、行政と我々が進むにあたってかなり大きな、前進に、あるいは地方創生を進めるのに大きなプレッシャーになっていないかと。

ということで、この件については細かなことは申し上げませんが、もう10年たっています、10年経過しておりますので、行政と我々議会が検討してみる必要があるのではないかとということ意見を申し上げておきたいと思えます。

次、2014年、地方創生法が制定されました。第1期創生総合戦略、2015年から2019年、これも細かなことはここに……、要するに、東京一極集中を避けましょうということで法律をつくれたわけです。ちょうど私が議員になる頃ですから、二十六、七年の頃です。これとCCRC、この2つが新聞をにぎわしたんです。

私もこれを進めるために、地方創生とCCRCを進めるために私は議員になりたいとあって、当時私は御宿台の区長をしておりましたので、手を挙げたというのが、私の議員になる、ちょうど8年目になりますが、それを何とかしたいということで私も議員に立候補したということでございますが、この件について、2015年から2019年までは、国は年間1,000億円から2,000億円の地方創生推進交付金を準備して、自治体から計画申請を待ったと。

これに対して御宿はどうしたか。平成28年、海岸利活用計画をプレゼンしました、国に対して。これは残念ながら、計画自体を議会が否決して、4,000万円の枠は受けられなかったという実態があります。これがよかった悪かったか、お互い検討していきたい。CCRCもそうです。CCRCも、メインコンセプトからかなり外れたところに執行の段階では行っております。これも検討する必要があるんじゃないか。

ということで、私は地方創生推進交付金についてこだわりがありまして、先ほど熊谷知事の話が出ておりましたが、令和3年の一般質問で、熊谷県政についての熊谷知事の意見がございました。その中で、こういうふうな基本的な考え方を持っております。

人口、予算規模が小さい市町村は国・県の支援が命綱、補助金を引き出せないと新しい政策が打ちづらいと。各自治体は、市民サービスの維持に努めつつ長期計画を組んで、一つずつ進めていくが、実現するかどうかは国・県のさじ加減だと言っても過言ではないと、熊谷知事は知事になったときにメッセージしています。

2つ目が、市町村はいかに窮状を正確に説明し理解してもらうかが重要になる。それぞれの市町村に、地域に課題を伺った上で、一緒に考えていきたい。首長のプレゼン能力が問われるということ、この海岸利活用はまさしくそのプレゼンをしているわけですから、そういうことを熊谷知事は述べております。

同時に、有権者から選ばれた首長と議会による二元代表制について、このように熊谷知事は見解を述べています。一つは、千葉市から、千葉市というのは千葉市長をしていましたから、千葉市時代から変わらない二元代表制。県議会は、県政を前に進めるパートナーだと。思い切った施策は、議会と協調しなければできない。県政運営を両輪で担う県議会と歩調を合わせることは当然と位置づける。

4番目、私が大事にしているのは、議員一人一人が何に力を入れているか把握すること。新たな政策を打ち出す際には、力を入れている議員の意思を聞く、その政策と一緒に進め、県政運営で大事にしていることは、未来への投資だ。福祉、経済、教育、雇用などの施策を通じ、千葉の活力をしっかりとつくるのが何よりだ。もう一つは、行政職員と新たな施策を展開すると、こういうことを述べております。

県政運営について、首長さんですね、市町村長、議会の立場、自治法が与えているお互いの権限を尊重して、千葉市長時代と変わらない両輪、二元代表制で県政を進める。お互いの権限をリスペクトしますよというようなことを申し上げた。

私が今ここで読み上げたのは、地方創生の交付金、あとは補助金、これはもう地方創生だけじゃなくて、県から国から補助金がいろんな形で出ているわけですから、これについていかに我々は、補助金を受けていかないと、町全体の予算とといいますか資産とといいますか、財政は厳しい状況ですから、これを一度検討してみる必要があるんじゃないかと。

ということで、私の今の意見をまとめますと、地方分権一括法から22年、地方創生法成立から8年経過をしております。2012年の御宿町議決すべき事件の条例制定からもう10年経過しております。早急に検討して、町民に向き合った町政運営を前に進めるべきではないかという意見を申し上げて、質問に入ります。あと40分ぐらいありますね。

質問の1つ目は、人口減少対策。先ほども貝塚議員から質問がありました人口減少対策、特

に若者の移住定住、私がここで申し上げたいのは、この受入れ体制づくりがどうなっているのかということをお尋ねしたい。

といたしますのは、若者が移住定住するには、教育と住居と、ここで移住と書いてあるのは住居と、仕事です。しかし、今の若者は仕事は自分でつくっている部分もありますので、自分で持っている部分がありますから、特に私は子どもの教育の問題と住居、この受入れ体制が、本当に体制づくりはできているのかどうか。

例えば居住地につきましては、売り家もあれば賃貸もあれば、海の近くもあれば里山もあれば高台もあるわけですよ、御宿には。こういうものをやはりそろえて、あるいは情報を集めてPRしなきゃならないんじゃないのかなと。これができているかどうかということについて、町長に質問をいたします。

質問1はこれです。よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 堀川議員さんには、ご質問ありがとうございます。

人口減少対策として、特に若者の移住定住受入れ体制づくりについて、地域の利点、メリットを生かした対策についてどのように考えるかというご質問であります。

初めに、人口減少が地域経済に与える影響について、また観光交流人口の増加による経済効果という一つの指標が先に観光庁より示されましたので、申し上げます。

定住人口1人当たりの年間消費額はおよそ130万円であり、国内旅行者の1人1回当たりの消費額は、宿泊で5万5,000円、日帰りで1万7,000円。また、インバウンド観光に見る訪日外国人旅行者の1人1回当たりの旅行支出はおよそ15万8,000円であるというデータが示されました。

定住人口1人当たりの年間消費額130万円としますと、10人で1,300万円であります。定住人口が10人減じたとしますと、1,300万円経済消費がなくなるということになります。

町の活力の指標につきまして、経済だけではありませんが、人口減少は町の活力に直接的に反映いたします。そのようなことで、人口減少対策、交流人口の増加対策には様々な面から積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

先に貝塚議員さんの子育て世代に対する移住定住対策についてのご質問で少し触れましたが、また、堀川議員さんに認定こども園というメリットを生かしなさいというご提言をいただいております。

御宿認定こども園のすばらしい立地環境、充実した保育・教育の内容を1つといたしまして、

2つ目に、定住に適した御宿台住宅地の暮らしやすい、住みやすい優れた環境、3つ目に、御宿駅西側遊休地を子ども、若者、そして高齢者の皆さんが集い楽しめるような健康づくりの場、憩いの場となるような構想づくり、この3つの資源をご指摘のように点ではなく線にして、広くPRして、移住定住受入れ体制づくりを進めていくことができると考えております。

いずれにいたしましても、一朝一夕でできるものではありませんので、中長期的課題としてしっかりと位置づけて、ご関係の皆様のご理解とご協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。

この件につきましては、ぜひ今町長がおっしゃったようなことを、できるだけマスコミを使うとか、広報も必要ですし、マスコミも必要だと思いますので、PRがちょっと足りないような気がするんですね、町としては。だから、せっかくそういう計画を持っておられるのであれば着手しながら、ぜひマスコミを使ってPRをしていただきたいと。それでないと、御宿のことはよく分からないです、東京にいましても、あるいは千葉にいても。ぜひPRをしっかりと、受入れ体制をつくってPRをしていただきたいということをお願いしておきたいです。

2つ目、高齢者が住み続ける環境づくりということで質問をいたします。

これにつきましては、私も東京からこちらへ来た人間です。もう25年ぐらいになりますか。最終的な目的は、ついこの住みかとしてここに来たわけです。だんだん、住んでいまして、非常にここは環境がいいし、いろんな面において優れた面も持っているわけですが、高齢化が進んで、私の近隣はほとんど、そういう人が多いんですが、やはり年を取っていきますと、車に乗れません。移動手段が非常に厳しい。それから、移動手段は当然、病院に行くのにも移動手段が必要なんですけれども、買物にしてもそうです。

この問題が1点と、それから医療関係については、老老の家族と、それから独居は非常に増えてきています。通院とか在宅医療とか緩和病棟とかというようなことが必要になってくると思いますので、そのあたりについてぜひ町としての体制づくり、CCRCを盛んに御宿町でやっている頃は、在宅医療についてかなり進んでおったと思うんですけれども、最近それが、コロナの問題もありましたが、それが、少し火が消えておりますので、これをもう一度復活して、在宅医療で安心して高齢者が住めるような町にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 堀川議員さんの非常に難しいご質問をいただいておりますが、高齢者が住み続けられる環境づくりについてのご質問でございます。

高齢者の皆様が御宿町についての住みかとして住み続けるためには、移動手段と医療が必要であります。町外の医療機関への移動手段や夜20時以降の移動手段について、高齢者にとっては切実で死活問題でありますので、その対応策をお伺いしたいというご質問でございます。

一つといたしまして、夜20時以降の移動手段に関しましては、地元タクシー会社の方にお伺いしましたら、予約によりまして夜9時までは運行可能ですとのお答えをいただいております。

また、町外の医療機関への移動手段につきまして、地域公共交通の可能性について研究・精査してみたいと思います。地域公共交通会議の目的は、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するという会議の目的がございます。

ご質問の移動手段と医療に関しまして、地元タクシー会社の方々との協議を含め、地域公共交通の運行系統の可能性について研究検討を重ねてまいりたいと思います。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。

タクシーの問題についても、私も何人か住民の方から、もう8時を過ぎたらないんだよと、こういうことですが、先ほど町長から、9時までは、9時まででしたね、9時までは予約すれば大丈夫だよということでしたので、その分だけ非常に前進だと思います。ぜひ、そういうことは住民は知りませんから、何らかの形で住民の皆さんにも知らせていただきたいと。

それから、アミー号については、私は、これは画期的な、特に御宿台とか、あるいは実谷、布施のほうについては、非常にアミー号の効果は甚大だと思います。こういうところがなくて困っている所もたくさんありますので、いち早く町長がアミー号を走らせていただいて非常に助かっております。

これをうまく利用している方もあるんですが、同時にタクシー問題がちょっと今引っかかってきておりますので、タクシーのこういう改善された面についてはぜひ住民に知らせていただくようお願いをしておきたいと思います。楽しい老後生活を御宿で送っていただきたい、いきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。

3番目です。どうしても私は、財政問題あるいは町の活気を見ておりますと、この3番目、町の経済の活性化と財政対策と出しておりますが、なかなか難しいとは思っています。

領土の小さな、人口の少ない、そして大企業がない御宿町としてはどうするんだということ、これは大きな課題であるし、対策というのは非常に難しいと思うんですが、幸いにして今は技

術革新、イノベーションあるいは情報通信技術、ICT、こういうようなものが、国もそうですし、それぞれの地域で、自治体で何とか取り入れて効率を上げていくと、こういうようなことに今取り組んでいる最中ですから、私も、私もというか御宿町としても、このイノベーションあるいはICTの問題についてはできるだけ取り組んでいかなきゃいかんと。それには、それができる人材確保、そういう人材をやはり連れてくるのが、維持をしてもらうのが一番早い手段ではないかなというふうに思って、この問題を取り上げさせていただいております。

それぞれ、先ほどの貝塚議員さんの意見にもありましたけれども、観光、漁業、商業、農業、こういうものを活性化していくには、やはり技術革新あるいは情報通信技術を使って効率化、活性化していくというようなことで、生産する人たちは生産はするけれども加工はできない、加工をどうするか、あるいは、それを今度は販売、販路をどうするかと、このつながりができていないんですよ。だから、ICTというのは、それをやってくれるのが情報通信技術ですから、そういうものを、私は人材を集めて対策を打っていくべきではないのかなと。

それともう一点、この件については、税収以外で自治体が稼ぐ手段といえば何だといいますと、ふるさと納税しかない。今ふるさと納税は、御宿町は6,000万円ぐらいですか。最低でも、町として3億円から5億円ぐらいのふるさと納税を確保できるような対策を本気で考えるべきじゃないのかなと。

これも、ICTを使って私はやっていけば、まだまだ出てくると。そういう対策を打って、10億円の20億円という目標を立てないで、最低でも3億円から5億円ぐらいをふるさと納税で稼ぐ対策を考えるべきではないかなというふうに思いますが、町長のご意見をお尋ねしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問ありがとうございます。町の経済の活性化と財政対策についてというご質問でございます。

人材を確保し、情報通信技術、ICTの活用により技術革新を図るという課題が達成されていないということは十分に承知しております。この点につきましては、継続して調整していかなければならない課題であると認識しております。

堀川議員さんには、冒頭に地方創生の過程についてご意見などをお述べいただきましたが、この約10年間にわたる地方創生の過程で、様々な事業を実施させていただきました。ある程度進んだ事業、また、なかなか進まなかった事業もございましたが、この過程で、ご関係の皆様、議会の皆様をはじめとしまして、町民の皆様にご意見をいただき、ご協力をいただきながら創

造されてきました貴重な財産、様々な事業を実施させていただきましたが、これも一つの大きな財産でありますので、これらの財産を将来にわたって十分に生かして発展を期していきたいと考えております。

この地方創生の過程で学んだことは、当町におきましては様々な豊かな資源に恵まれているということを改めて認識したことでございます。面前するひとつひとつの事象、事案が全て宝でありまして、その基盤の上に立って創造への挑戦、ものづくりへの挑戦を永遠の課題として、使命としなければならないと考えております。

また、CCRC事業についてご質問がございますが、CCRC事業については継続して実施していきませんが、申し上げるまでもなく、CCRC事業とはコンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティの頭文字を取ってCCRCとしています。リタイアメント・コミュニティ、言わば高齢化にある社会において、コンティニューイング・ケア、継続したケアが必要だと説いております。そうすることによって、活力ある、元気ある高齢者の社会を創造するということであると理解します。

ありがたくも、今、御宿台区ふれあいの家で、元気で活気あるコミュニティ活動が行われております。ご関係の皆様ボランティア精神に支えられています。本当にありがたく、心から感謝を申し上げなければなりません。

そのような状況の中にもありますが、ご指摘いただきましたように、CCRC事業は、事業が推移していく中で、官から民への移行という活動についての在り方が一つの目標として掲げられております。事業のスタート時には、事業活動が官による支援で支えられているが、事業が推移していく中で、徐々に官による支援に頼らずに民による自立運営ができるように、独り立ちしていってくださいという目標であります。

このことにつきましては、コミュニティをつくる関係者の皆様方が高齢者であるがゆえに難しい部分がありますが、今後において徐々に自立した運営ができるように期待して、見守っていかねばならないと考えています。

高齢化社会において、活力あるコミュニティの維持は行政の責務でありますので、活力が維持できるように見守っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（堀川賢治君） ありがとうございます。非常に難しい問題だと思います。ぜひ前進をさせていただくように、お願いしておきたいと思っております。

地方創生、最後に私の提言ですが、地方創生は非常に難しい、全国的にも難しいという評価

です。専門家の書いている本を読みました。これは一般論ですよ、今までの地方創生の取り組み方について、こういう提言をしています。

今までのやり方は、基本計画を立て、KPIを決め、PDCAサイクルを回していくやり方。これは行政の中でやっていることであって、このことで民間が動いたでしょうかという疑問符を出しているんです。

ですから、せっかく今度総合計画、創生総合戦略、行政改革あるいは今日の題になっています令和5年度計画、こういうものを行政がつくって、それで、それを民間にぶつけなければ動かないということを地方創生で言っているんです、この専門家は。

もう一回言いますけれども、今までのやり方は、基本計画を立て、KPIを決め、PDCAサイクルを回していくやり方。これで民間が動きましたかという疑問符を出して、今のやり方を、これは地方創生のやり方ですけれども、地方創生を評価しております。ですから私は、住民に、町民に向き合った計画にしていくべきではないかなということをお申し上げます。

最後に、人口の少ない提言です。

面積の小さな、稼ぐ力、財政力、そして経済活性化と財政問題等々、活気ある町づくりは難しい課題であります、イノベーション、技術革新、情報通信技術、ICT、そして人材確保による町づくりが必要ではないかと最後に提言をしまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。以上です。

○議長（土井茂夫君） 以上で、10番、堀川賢治さんの一般質問を終了します。

ここで13時30分まで休憩いたします。

(午前 11時55分)

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時31分)

◇ 田 中 とよ子 君

○議長（土井茂夫君） 2番、田中とよ子さん、登壇の上、質問願います。

(2番 田中とよ子君 登壇)

○2番（田中とよ子君） 立ってやらせていただきます。

○議長（土井茂夫君） 座ってもいいですよ。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般

答弁願います。よろしく願います。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 保健福祉課で担当しております……

○2番（田中とよ子君） ちょっと待ってください。総評を先にお願ひできますか。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） C C R C事業については、5年の計画期間は今年度が最終年度となります。各計画における実績とその評価について伺いますというご質問でございます。

生涯活躍のまち・おんじゅく、御宿版C C R C構想は、御宿町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標D、高齢者が安心して住み続けられる環境づくりを踏まえて作成したものでありますが、この構想を実現するために、地域再生計画に基づき、平成30年度から今年度までの5年間、最初の3年間は交付金を活用しながら、6つの事業、8項目に取り組んでまいりました。最初の2年間は、多世代交流の仕組みづくりや移住・定住促進事業、特産品開発事業の拠点施設の整備などの準備を進め、3年目から事業実施に取り組んでいくという中で、皆様ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大による緊急事態宣言の発出などがあり、計画どおりに進まなかった事業が多かったと思っております。

先ほどの堀川議員さんのご質問にもございましたが、C C R C事業の目標として掲げた事業主体を官から民へという点については、思うように運んでいないのではないかと認識しております。

そうした状況ではございますが、最終年度であります今年度は、特産品開発事業においては、ソフトクリームの開発、実証販売など、地域おこし協力隊を中心に、事業者や町民の皆さんの協働による事業実施が進められてきております。

また、多世代交流の仕組みづくり事業においては、様々な世代の方々のボランティアグループが立ち上がりまして、交流サロンの運営や多世代交流イベントの実施など、活動の幅が広がってきております。

この後、担当課長から事業の説明がございますので、私からは全て申し上げませんが、C C R C構想に掲げた官から民への移行が少しずつではありますが進んでいるという感じを持っていることも実感しています。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） それでは私のほうから、初めに事業費の総額も踏まえてご

説明させていただきます。

ただいま町長から説明がありましたとおり、地域再生計画に基づき、平成30年度から令和2年度までの3年間は、国の交付金を活用しながら6つの事業に取り組んでまいりました。令和3年度から今年度までの2年間は一般財源での事業実施となることから、3年間の状況等を踏まえまして、実績のなかった、先ほど田中議員に読み上げていただきましたが、5番目の情報発信サイト構築事業と6番目のサービス付高齢者向け住宅・介護事業者等誘致セミナー実施事業につきましては実績がございませんでしたので、そちらを除いた4事業について予算を計上し、現在まで引き続き取り組んでいるところでございます。

初めに、5年間の事業費についてお答えいたします。

今年度は、2月末現在の数値でございますが、執行済額は総額で5,409万9,977円、そのうち国の交付金が1,747万7,661円で、一般財源が3,662万2,316円でございます。事業費に対する一般財源の割合は67.7%、現時点での執行率は58.9%となっております。

次に、企画財政課所管の4番目の移住・交流促進事業のお試し居住事業でございますが、運営方法等の決定に時間を要し、事業のスタートが今年度となってしまいました。12月中旬からホームページによる募集を開始いたしまして、1月中旬から2月末までの間に30代から60代のご夫婦6組の方が体験居住をいたしました。移住体験者と話をした方や、飲食店、不動産屋を回った方、こども園を見学した方など、事前に提出していただいた滞在目的に合わせ、地域おこし協力隊が町内を案内し、そうした取組につきましては参加者から非常に好評であったと感じてございます。

企画財政課としては以上でございます。

○議長（土井茂夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（田邊義博君） 保健福祉課で担当しております生活支援・支え合い等多世代交流の仕組みづくりでは、三育学院大学の協働により多世代交流を実施いたしました。多世代交流のモデル事業として実施していた実谷地区での寄茶場は、大学・地域住民・町が協働で行事や教室などを実施し、地域住民にも事業参画の意識の醸成が図られましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止し、現在に至っております。

新型コロナウイルス感染症の蔓延時には、家で過ごす時間を有意義に過ごせるよう、広報に三育学院大学の学生が作成した脳トレーニングを掲載いたしました。令和3年度には、学校法人三育学院と包括的連携に関する協定を締結し、町づくりや文化、産業の振興など様々な分野で連携を図ることとなりました。

また、住民等が主体となって行う交流サロン活動に対する補助金要綱に基づき、御宿台区ふれあいの家に対し補助金を交付し、事業を実施いたしました。令和4年度末をもって補助金交付は終了いたしますが、引き続きボランティア活動に対しての支援を行う予定です。

令和2年度に、新町の朝市通りの空き店舗を活用し、多世代交流のための交流サロンかぐやを開設いたしました。開設当初は地域おこし協力隊との協働によりサロンを運営していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者が少ない状況でした。現在は、ボランティアや商工会、社会福祉協議会、大学、地域おこし協力隊など、様々な団体が相互に連携しながらサロンを運営する体制が構築され、利用者が増加し、交流の場としても定着しつつあります。

また、サービス付高齢者住宅を含む地域包括ケアシステムの構築は、介護関係事業者の誘致に向け、平成30年度にアンケート調査やセミナー、視察会を実施いたしました。誘致には至りませんでした。その後も、介護関係事業者の誘致方針について検討を行いましたが、具体的な誘致案の作成に至らず、誘致セミナーも実施いたしませんでした。

令和2年度に千葉大学医学部との協働により運動器調査がスタートし、今後10年間で1,000人分のデータ調査を継続的に実施予定です。調査にあたり、講座などロコモに関する啓発事業も協働により行いました。これにつきましては現在も継続中です。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（渡邊和弥君） 産業観光課から、CCRC事業の取組についてお答えいたします。

地域資源を生かしたにぎわいの創出を目的として、商工観光事業者、農林水産事業者と連携し、特産品開発を進めてまいりました。当初は、コロナ禍において計画どおり事業が進展しない面もございましたが、地域おこし協力隊を迎え入れ、レリッシュ東南風を拠点に、有機牛乳を使用したソフトクリームの試験販売、また地元食材を掘り起こしたワークショップを開催しているところでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、教育課の教育プログラム事業についてでございますが、民間の学習塾に委託し、令和2年度から小学校における英語科が導入されることに伴い、小学4年生に英語の学力支援を行ってまいりました。令和3年度からは、5、6年生向けに算数から数学につながる学力支援を行ってきたところでございます。また、中学3年生には、英語科、

数学科を中心に、受験対策として学力向上を図ってきたところでございます。個人負担につきましても、教材費の負担で受講していただいたところでございます。

今年度につきましても、今月で完了の予定で進んでおります。保護者の皆様からも大変喜ばれ、事業の継続を要望されておりますので、次年度以降も社会教育事業として引き続き実施していきたいと思っております。

以上です。

○2番（田中とよ子君） ありがとうございます。

今のお答えの中で、事業を推進していくのにはまだまだ先は遠いところもあるのかな、住民の方々が関わっているところは何とか継続していける、そういった思いもします。

来月から、もう新年度が始まります。これらの事業について、今後どのような位置づけで対策を講じていくのか。CCRC構想に基づいた計画によりますと、先ほど堀川議員さんもおっしゃっていましたが、NPO等の育成や、活気と人材と雇用を生むということを示されていましたが、当初の目的等を踏まえた民間の活動に移行していくお考えなのか、または現状維持で継続していかざるを得ないのか。

先ほど生活支援・多世代交流仕組みづくりの中でもお話がありましたが、御宿台にあるサロン、かぐやサロン、そういったところで、小規模なんですけど住民参加が、移住者も含めて、結構活発に活動が始まっています。そういうところが定着できる体制づくりを今後も推進していただきたいと考えていますが、計画期間が過ぎたら行政から打ち切られるのか、それとも行政が先に立ってこれを進めていかれるのかお聞きしたいと思います。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど堀川議員さんのご質問の中で少し触れましたけれども、CCRC事業ということで触れましたけれども、ぜひ続けていきたいんですが、このCCRC事業関係については方針として、官から民へという一つの方針がありますよね。そういう中で、指導的にはそのように向いてくださいと、移行してくださいというような指導をしつつ、徐々に独立していつてもらいたいというのが本音なんです。

しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、行政の責務として、この高齢化社会の中で活力あるコミュニティを築いていかなくちゃ、維持継続していかなくちゃいけないというのが、やはり行政の使命だと思うんです。

ですから、見守っていく。どうしても、この前も御宿台のふれあいの家の方々といろんなお話をしたんですが、前年は、あるいはその前はこれだけの補助金がありましたけれども、これ

からごさいませんよと。そういう中で、幾分か、これだけ、翌年になって100%全て支援体制を切るということはできませんので、こういうことはご自分たちでいろいろ考えて、徐々に自立運営して行ってくださいということをお願いしながら、また指導しながら進んでいてもらいたいと思います。

極端な展開になりますと、活動が打ち切られるとか、そういうことは当然、ご関係の皆様、私どもも望んでおりませんので、しっかりと継続していく中で、自立に向かいつつ発展していただきたいなど。見守るといふ、僕は考えでおります。

以上です。

○2番（田中とよ子君） せっかく定着しつつある事業なので、多少の補助金というんですかね、支援は必要となると思うんですけれども、かなりいい方向に来ているなど、若い人たちも参加するようになってきていますし、年寄りだけじゃなくて、そういった交流がうまくいきつつある事業ですから、計画期間が過ぎたらなかなか財政的支援は難しいよということではなくて、手を離すのは80、90%までいったら、もうそろそろ自分たちで自己資金を出してくださいよという状況が可能であれば、そういう体制に持っていくことはいいかなと思うんですけれども、補助金がなくなるからこの事業はもう無理ですねということがないように、できればしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

次に入ります。委員会の在り方について伺います。

以前にも、町長が委嘱した委員会や協議会等の内容についてはどのように運用されているのかという質問をさせていただきました。そのときに、公表できる範囲において、広報やホームページを通し住民に知らせていきたい、今後より分かりやすい、より透明な公表方法について進めていくとの答弁をいただいています。

委員として参加した方々は、会議の内容等が公表されることで、委員会、協議会での意見交換の場における状況把握をしたということから、町の政策に関して意識を持ち、より一層町政に対する関心度が上がるのではないかと考えます。

委員から、委員会を通せばいいというふうに考えられ、単にアライバイづくりに利用されているだけじゃないかなという声を聞くことがあります。非常に残念です。せっかく委員会に出ているのに、これはただのアライバイづくりかというふうな、そういう捉え方をしている方もいることは事実です。

前回答弁いただいたんですが、その後に委員会、協議会における公表の在り方について検討されているのかどうかを伺います。

○議長（土井茂夫君） 総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいま田中議員さんのほうから、令和3年の9月のときにいただいた一般質問で、その概要についてお話をいただきました。確かに私のほうで、今おっしゃっていただいたような趣旨をお答えしたのは記憶してございます。

こうした中で、具体的に何がどこまで充実したかというのはなかなか今の段階で申し上げることができないんですが、いただいたご意見の趣旨については行政内部としても十分にしっかりと受け止め、公表できるものは公表し、ホームページ等にも掲載をしていくよう全庁的に努めているところではございます。

ただ、行政のなかなか苦手分野で、このホームページへの公表とか、まだ載っていないよとか、もっとお知らせしたほうがいいんじゃないかとか、いろんなご助言をいただくこともまだまだ多くございます。十分な公表や、十分なスピード感を持って今できているかという点においてはまだまだ改善の余地があると思いますので、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

一方で、今年度、この後、議会のほうにも提案をさせていただいておりますが、総合計画等の策定におきましては、ワークショップの開催等を含めて大分幅広い意見を集約し、広報で紹介をするなど、いろんな意味で今までとは違った形で、ホームページやそういうものだけではない住民の方に知っていただく方法というものも少しずつ進んでまいりました。こうした手法も含めまして、今後より充実していけたらと考えております。

以上になります。

○2番（田中とよ子君） ここからは具体的に伺います。

教育施設検討委員会、昨年度末から数回にわたり委員会が開催され、施設の場所等についての協議をされてきました。この委員会は諮問機関として捉えてよろしいんですよね。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 諮問機関として考えております。

○2番（田中とよ子君） そうですね。ありがとうございます。

この検討委員会では、教育施設等の整備方針に関すること等の調査検討をし、この会議で協議をし、結果の方針を取りまとめ、町長に報告がされることになっています。この会議には、町長も出席されていたようです。

その協議の中間段階において、執行部は住民の意見を聞くということで区長会を開催し、意見を聞いたという、本来であれば、議会の意見を聞くべきではなかったのかなと私は考えまし

た。この委員会には議会選出の委員がいることから、意見調整が議員間でできているというふうに思われて、各議員の意見聴取は必要ないと考えられたかどうかは定かではありませんが、私は議会軽視じゃないのかなというふうに思いました。これは私個人の考えです。

区長会での意見から、保護者等に対する説明会が開催され、その説明会の中でアンケート実施の要望があり……、すみません、区長会での意見の中に、保護者に対する説明会が必要じゃないかということで、説明会が開催されたというふうに聞いています。その説明会での意見の中で、アンケート実施の要望があり、アンケートを実施した経緯があったと伺っています。

本来であれば、区長会での意見を聞いて、保護者の意見を聞き、必要であればアンケートを実施し、それらを踏まえて、収集した意見等を示してから検討委員会で協議してもらうべきではなかったのかな、このように考えます。当然、この委員は、事前にこれらの情報を得て協議に臨まなければならなかったのではないかなというふうに私は考えます。

検討委員会では、住民の意見等を踏まえて検討しているものというふうに私は考えていたんですが、途中でアンケートをすとかそういった話を聞いて、順序が逆じゃないのかなというふうに思いました。

先ほど総務課長から総合計画策定委員会の話も出ましたが、これも事前にアンケートを行い、ワークショップをして、住民の意見を聞いてから総合計画の委員会が開かれたというふうに捉えていたので、当然、検討委員会では住民の意見等も踏まえて検討しているんだろうなという意識の中で考えていました。

この検討委員会前に、布施小学校の統合問題もありましたよね。それと同じ轍を踏んでいるように私は感じまして、住民・保護者の意見を聞いて結果を覆させる、住民や保護者を翻弄したんじゃないかな。布施小学校の統合問題については、公表してから保護者から、区民からの意見を改めて聞いて公表を覆したということもあり、同じ轍を踏むおそれがあるんじゃないかということで何回かお話をさせていただいたことがありますけれども、実際、今回このような状況になって、アンケートまでは取りました。

このアンケートで、委員会で行われたことについての内容、協議した内容について覆すようなことはないと思うんですけども、今さらもう数回行われた委員会をやり直すことはできないと思います。

今後、このアンケートの意見等、かなりの意見がありましたよね。その意見等についてどのように取り扱うのかということで、この場所、全員協議会の中でそういう質問があったときに、ホームページに載せます、ホームページで皆さんにお知らせしますという答弁をいただいたと

思います。

こういうことをしていると、今私は施設検討委員会の話をしましたけれども、これから、これに限らず、いろんな事業を町でやるときには、当然アンケートを実施して、その事業のことについては聞き取りをしたりすると思うんですけども、この小学校建設に関することについては、事前にある程度の結果を踏まえてからアンケートを取るといったやり方をしていくと、今度新たに御宿町で事業を行うためのアンケートを取るときに、住民が協力するのが難しくなるんじゃないかなと。もう決まっちゃっていることじゃないのかというような見方をされるんじゃないか、アンケートを取ること自体に禍根を残すことになるんじゃないかなということだと思うんですけども、そういったことも踏まえて今回のアンケート調査を行ったのか。

何点か私、申し上げたんですけども、それについて町長、いかがお考えですかね。極端な言い方をかなりしているので、答えづらいかと思うんですけども。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ありがとうございます。

今ご質問いただきましたが、田中議員さんが通告内容でおっしゃっております教育施設検討委員会に関わるこれまでの経緯・経過等については、私どもと、私どもというのは私自身及び教育委員会事務局として取ってよろしいんですが、認識が異なっているということを初めに申し上げておきます。これから説明をいたしますが、初めに検討委員会の開催の日時等時間の流れ及び会議の内容の概略について申し上げます。

教育施設検討委員会は、令和4年3月に設置されました。その後、4月に開催されました区長会において各区長様方からご意見などを伺いながら、そして令和4年6月に第1回の検討委員会が開催されまして、校舎更新に係る候補地として、委員の皆様方に4か所を事務局より提示させていただきました。

7月に開催されました第2回の会議におきまして、先に示しました4か所の候補地を、委員の皆様と視察を行いました。その後、様々なご議論やご意見をいただく中で、検討の末、布施小学校と御宿中学校の2か所に候補地が絞られました。

検討を重ねる中、選定に際しての考え方、基準について、4つの方針を執行部、事務局より示しました。1つとして、東日本大震災を教訓に災害対策として、第一に子どもたちの命の安全を守るとして、高台への配置が望ましいこと。2つとして、勉学にふさわしい自然環境であること。3つとして、人口減少が進む中、学校の将来像について、小中連携一貫教育が実現できる方向性となること。4つとして、財政事情等を考慮に入れること。この4つを選定に際し

での考え方の基準とすることを提示いたしました。

8月に開催されました第3回会議におきまして、事務局により、その前に小中一貫教育が実施されております長南町立長南小中学校及び茂原市立本納小中学校の2か所を視察しましたので、その内容等について報告をさせていただきました。

検討が進みまして、10月に開催されました検討委員会において、アンケートを実施する前に保護者の皆さんに説明したほうがよいのではないかとのご意見がありまして、11月末に4回にわたり、公民館で保護者の皆さんを中心に説明会を開催し、執行部の考え方や検討委員会の検討内容、これまでの経緯・経過等について説明を行いました。11月22日、11月25日、11月26日の午後2時と午後4時、この計2回にわたり説明会を行った次第でございます。

そして、12月に開催されました検討委員会では、アンケートの内容や様式について活発なご意見をいただき、検討委員会です、活発なご意見をいただき、説明会でいただいた保護者の皆さんのご意見を全て同封して、12月末から本年1月にかけてアンケートを実施したわけでございます。

アンケート調査票の中に、多くご意見をいただいた説明会での内容を漏らさず全て同封して、と申しますのも、保護者の皆さん、また町民の皆さんにアンケートをする際に、少しでもいろんな知識といいますか情報を差し上げたいということで、説明会から出ましたご意見を全て同封したほうが良いという、これは検討委員会のご意見が出ましたので、そのようにさせていただきます。

このような経過の中で、アンケート調査については、少し戻りますが、昨年の6月に開催されました区長会における区長様方の意見に、アンケート調査などを保護者の皆さんを中心に行ってはどうかのご意見に発しまして、施設検討委員会の中で検討が進み、説明会の開催については初めに先生方からご意見をいただき、検討委員会で検討を進めてきた経緯があります。

そしてその後、1月の末に開催されました第6回検討委員会では、アンケートの結果が公表され、これらのことを受けて検討委員会委員長さんより、これまでの経緯をまとめていただき、2月14日に次のような答申をいただきました。

(田中議員「すみません」と呼ぶ)

○町長（石田義廣君） 御宿小学校更新に係る経過説明会4回や……

○議長（土井茂夫君） 町長、ちょっといいですか、すみません。

○2番（田中とよ子君） よろしいですか。その内容については分かります、前回は聞いていますし。

今私が申し上げたいのは、この検討委員会を始める前に、例えば区長会の、区長の意見を聞くとか、アンケートも、アンケートの内容を見ると、御宿小学校更新にあたり、御宿町在住の保護者の皆様や地域の皆様が御宿小学校を更新する上で重要と考えていることや、建設候補地についての考えや意見等を把握し、御宿小学校更新の参考にするものですという理由で、アンケートを取っているんですね。

私、こういうものを取るのであれば、検討委員会を開催する前にこういう資料をまとめて検討委員会に提示をして、そこで協議をしてもらって町長に答申すべきではなかったんですかという意味のことで通告をさせていただいたんです。

その経緯については分かります。検討委員会が始まってから区長会で説明をして、区長会の意見で、それは保護者の意見も聞くべきでしょうと、その保護者の意見を聞いたら、保護者の中からアンケート調査をやってください、また検討委員会の中でもアンケート調査をしましょうという、その経緯について、私は逆ではなかったんですかということをお聞きしたんです。

検討委員会が始まって、その間にいろいろ検討されたことについては前回も説明を受けていますので、それについては了解しています。ただ、今私が申し上げたいのは、検討委員会をする前に、やはりその内容についてを庁舎内でまとめてから検討委員会に諮るべきではなかったんですかということをお聞きしたかったんです。

そのことも踏まえて、庁舎内でのチームワーク体制の構築についてということに質問が移っちゃうんですけども、それでよろしいでしょうか。

町長に今説明していただいたことは、全員協議会のときに既にお伺いして分かっています。ただ、そこに持っていく前のことについて、検討委員会の委員の皆さんにそういったことを申入れして検討していただいたのかなということをお聞きしたかったんです。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 一つは、通告内容に見る順序について、全く認識が違いますよということをお聞きしたいんです。

というのは、今おっしゃられました検討委員会の前に、一番初めにアンケートを取るとおっしゃいましたけれども、その時点で3,500世帯にアンケートを取るのか、どういう範囲でアンケートを取るのか、ちょっと考えはしましたけれども、そういう過程の中で区長会さんからある意見をいただいたと、保護者の皆さんを中心という意見をいただいたと。

だから、区長会さんとか検討委員会とか、また説明会とか、皆さんの意見をいただいた説明会、これは同次元なんです。お互いに、一つの時間・空間の中でやり取りをしながら、相互に

進めてきたんです。初めに何をすべきだということはないと思います、私はですよ、考えは。そういう中で進めてきたわけです。

そして、今チームワークということへ移りますということでございますけれども、私は物事によっていろいろあると思います。このたびは、例えば課長会においては、管理職の皆さんとは、今回の件はまずは教育委員会、担当部局といろいろ詰めてきた中で、各関係課との確認事項や調整事項をしながら、ある一つの方向が出たときに課長会に報告して説明させていただいた。そのときに、ご意見があったらいただきたいと思っていたわけでございますけれども、これは一般的な課長会の在り方といいますか、一つのテーマ・問題について初めから、各セクションみんな違いますけれども、課長さんたちは違いますけれども、これについてどう思いますかという聞き方もあるかも分かりませんが、今回の場合は小学校更新についてでございます。

大体、仕事をしている課長さんたちはやっぱり、例えば簡単に申しますと、土地を購入して建てたほうがいいのかはあまり出ない。自分の勝手な考え方ですけどもね。やはり、町有地があるなら町有地を候補として進めるとか、もう一つ大きな問題は、財政問題です。これはどうしてもくくれない問題ですから、この辺と大きなくくりであれば、それは田中議員さんのおっしゃるように、以前にそうしたほうがいいのかという意見はあるかも分かりませんが、私はそういう大きな捉え方で来て、それで絞りながら来ていますから、間違っているとは私は考えておりません。

以上です。

○2番（田中とよ子君） 分かりました。分かりましたというか、町長のお考えがそうであるということは分かりました。

次に質問を移りますけれども、今町長がおっしゃったことは、これから私が聞こうと思っていることと同じようなことになってしまうかと思います。一応、私の質問はお聞き入れくださいますようお願いいたします。

事業の検討や計画策定などでは、町長が委嘱した委員による委員会で協議検討がされます。その委員会では、住民の意見が取り入れられて、結果が町長に報告されるようになりますけれども、委員会等で外部からの意見、力を得ることは非常に重要なことであり、本当に必要不可欠であると考えています。

委員会等で審議して最終判断をされることに関しては、反対するものではありません。先ほど言いましたように、委員会から出てきたことを再度また協議し直すということは、やっぱり委

員会でのいろいろな協議、判断を無にするようなことになるんじゃないかなと思われるために、前後しているんじゃないかということをおっしゃっていただいたんですけども、委員会に諮る前にコンセプトを伝えて、必要な資料を提供して委員会を開催して、その後に委員会からの報告があった審議内容についてを精査して、最終決定して発表するのは町長のお仕事だと思います。今、町長がおっしゃったとおりだと思います。

それには、委員会に諮る前に、重要な役割である庁舎内での意見調整をすることが賢明ではないかと考えます。今、町長さんから、皆さんそれぞれ忙しい立場の中で、なかなか全員で協議することは難しいというようなことをおっしゃっていましたが、今回のこの学校移転という問題は、町のイメージがすごく大きく変わることだと思うんですね。町政にも大きく関わってくると思います。いろんな担当課が絡んでくるんじゃないかなというふうにも考えます。

そういう町のイメージが大きく変わるんじゃないかという事案に関して、庁舎内での共通理解について、様々な計画に基づいて事業の展開がされていかなければならないはずで、横断的な協議、調整がされてきたのかどうか疑問であったので今回の質問をさせていただいているんですが、特に保護者を対象とした説明会での、保護者からの跡地問題ですとか交通安全対策ですとかそういった質問に対しても、そのときにいきなり出た質問だったので、こういう答え方、今後の課題でありますとか今後協議していきますとかといったような曖昧な言葉で説明をされたときに、保護者からは納得しているような表情は見られませんでした。中には失笑している状況をも目にしました。

こういう内容について、説明会を行うとかアンケートの結果を出すとかというときには、事前に庁舎内での疑問を呈する意見が出なかったのか、またはこのような質問が想定されなかったのか、庁舎内で問題提起がなかったのか、話し合いがされていなかったのか。庁内協議や事前協議の体制強化が必要ではないかなというふうに考えます。

委員会での外部力を必要とする事案を検討する以前に、まずは内部力の英知を結集すべきではないでしょうか。町長の手足となって知恵を絞り出す、非常に旧式的な考え方かもしれませんが、そのような信頼関係が築かれているのか。私は、内情までは詳しく分かりません。本当に、一体となって町の事業を進めていくのかどうかは、共通の認識がなければいけないんじゃないかなと思います。

いろんな職場を渡り歩いてきた職員の皆さんは、こういう問題があるんじゃないかというような提言はできるんじゃないかと思うんです。住民の理解を得るためには、町長を筆頭にして、それに関わるスタッフ、全管理職といいますか、共通意識や意思統一ができていくことが重要

ではないかなというふうに考えます。

今後、この学校問題に限らず、新しく事業を進めるときには、やはり全庁の体制を強化した状況の中で進められることが非常に重要ではないかなというふうに考えます。もっと内部力の強化を図るべきではないでしょうか。

先ほど町長おっしゃっていましたが、管理職員は日々の業務の大きな責任を持って業務をこなしています。また、部下の指導にも努め、余裕もない中であっても、精いっぱい任務に就いていることは重々理解しています。

各職員は、他課の業務にまで意見は出しにくいのかもかもしれません。直接業務に関わらない事案であっても、今、町がどういう事業をして、いずれ自分自身もその業務に関わってくることもある、そういった内容も発生してくるという意識を持つことが必要ではないかと考えます。

どのような業務の内容であっても、常に全庁体制で臨まなければならないことがあるといった意識を持つような職員の事業に対する考え、そういったことを町長から指示、指導すべきではないかというふうに私は考えました。

縦割り業務の中であっても、行政全般を見通す能力の育成、発掘をしなければいけないんじゃないかというふうに思います。決して、職員全員が同じ意見、町長が言ったことと同じ意見にならなければならないということではなくて、物事を正面から、また側面から、いろいろな角度から見て意見を出し合う。その中から、この意見はいいとか悪いとか、そういったことを庁舎内で検討すべき、その検討すべき人たちが、ここにいる管理職の方々だと思います。

先ほど貝塚議員から、副町長の考えはという質問があって、今のところ考えていませんと町長はおっしゃっていましたが、そうになると、特にもう町長は一手にそれを把握して、結論を出していかなきゃいけない重要な立場にあると思います。非常に大変な職に就いていると思います。

そういう問題点も、一部で協議して、こんなのがいいんじゃないかなみたいな感じでやられると、もし何かあったとき、水漏れですね、みんなで考えたらみんながどこかで押さえるけれども、一人で考えて1か所穴が空いたら、そこから水漏れして、全部水が漏れてしまうんじゃないかと。みんなで協議したのなら、この辺が危ない、薄い、そういったことで、それを収めることもできるんじゃないかなというふうに考えるんですね。

昔から、三人寄れば文殊の知恵という言葉もあります。1人、2人で考えるのではなくて、この中の10何人の人が考えていけば、いろんな意見が出るんじゃないかと思います。反対意見は当然出ると思います。それが一番大事なことだと思います。

こんな状況にあっても職員からの意見がないということは、意欲を持ってない職場になっているのか、聞き出す努力が足りないということになるのか、どのような状況であるのかははっきりとは分かりません。できれば、この庁舎内のチームワークがしっかりと取れていれば、議会も住民も一致団結した事業に取り組むべき意見は出してくれると思います。

いろんな意見があっていいんです。それをまとめるのが執行部であって、最終判断は町長なんですから。大勢の意見を聞かずして、一人だけの考えを持っていたりしたら、仮に修繕が必要になったときには非常に困難だろうと考えます。庁舎内のチームワークをどのように構築していくお考えがあるのかをお聞きします。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 先ほども申し上げましたけれども、こういったいろいろな事案といたしますか課題について、庁舎内でチームワークを充分に取っていったほうがいいというご指摘については、またご提言と受け止めさせていただいて、真摯に受け止めます。しかしながら、先ほども触れましたけれども、少しその問題がどういう問題かということもあると思います。

そういうことで、今回の更新については、新しい御宿小学校の建設地の候補地の選定ということでございますので、先ほど経緯、経過も申し上げまして、そのように進めさせていただいておりますが、この問題について、内部がまとまっていないとか、私はそのようには理解しておりません。当然、行き届かない面も多々あるとは思いますが、皆様のご理解、ご協力の上で進めさせてきていただいていると理解しております。

そしてまた、チームワークの構成ということも非常に重要なことでございますけれども、一つには、私も事務職員として何年か勤めさせていただきましたけれども、私の今の立場、政治の一端を担う立場と、事務職をつかさどる事務職の皆さんとはやはり少し立場が違いますので、それは、意見が違ったときには必ずお互いに、互いが互いを理解するように努力することは当然必要ですけれども、時にはそういう努力をしてもなかなか意見が合わない部分もあると思います。そういったご理解も田中議員さんにはしていただきたいなと思いますけれども、そのように私は考えております。

○2番（田中とよ子君） よく分かっています。意見が違う、違っていいと思うんです。最終的な判断をするのは町長ですから、いろいろな意見を聞いて、その中でどれを採用するかという方法を取るとかというのは、当然、町長の考えであって、それはいいと思います。そこに持っていくまでの過程が必要ではないかなというふうに考えて、このような質問をさせていただきました。

この後、御宿町行政改革大綱について審議をすることになっていますが、その中で、未来に向けた自治体運営の中に、人材の育成と組織の合理化がうたわれています。職員の経験や知識を組織内で最大限に活用できる組織体制の構築に努めますとありますが、この体制づくりについては即実行してほしいなというふうに思います。

議員として、町職員の業務体制についてとやかく言う立場でないということは、今、町長からのお話もありましたし、重々分かっています。今回は、職員を私も経験しましたので、あえて申し上げさせていただきました。よりよい町づくりをしていくためには、町長一人だけの考えではなくて、職員だけでもないです、住民を含めて、我々議員も一緒に考えていかなければならないことと考えています。

住民の理解を得る体制づくりをするため、一議員、一元職員として申し上げさせていただくもので、執行部に対して反旗を掲げるものではないということだけをご理解いただきたいと思います。このような質問をすると、町長に反発しているんじゃないかとかといういろいろな意見も、後で多分言われるだろうと考えています。そういうことは決してありませんので、ご理解いただきたいと思います。

最後に、今後の町政運営に対して、職員から、皆さん執行部から多くの意見が出ることを願って、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、2番、田中とよ子さんの一般質問を終了します。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 2時26分）

○議長（土井茂夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時40分）

◇ 北 村 昭 彦 君

○議長（土井茂夫君） 11番、北村昭彦さん、登壇の上、ご質問願います。

（11番 北村昭彦君 登壇）

○11番（北村昭彦君） 11番、北村でございます。議長からお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきたいと思っております。

私は、今回、住民参加のまちづくりについてということで、1点に絞って町長にお伺いをしたいと思っております。

まず、住民参加のまちづくりについてということで、まず地方自治法が制定された1947年時点では、住民は税金を納める代わりに、様々な住民サービスを受ける権利及び行政に対して不服を申し立てる権利を持った存在として規定されました。しかし、それから76年が経過した今日では、町が抱える課題の著しい多様化、複雑化が進み、行政だけで課題を解決していくことは、こういう言い方をしたら失礼なのかもしれませんが、事実上ほぼ不可能というか、やっぱり行政の職員の方だけでは、こういった山積みである難しいいろんな問題に対応していくのはほとんど無理だろうというような時代に来ているというようなことが、今日の日本、今の現状であるという認識は、決してうちの町だけでは当然なくて、全国的にそういうことで、各自治体いろんなことが始まっているというのが現状だと思います。住民参加のまちづくり、協働の町づくりということは、どこの自治体にとっても課題になり、その難しさにも、どこの自治体も直面しているのではないかなというふうに思っております。そういう意味で、いかに住民の知恵と力を借りながら行政運営をしていくのかという課題ですよ。この課題にどうやって向かっていくのかということ、今回の質問の主題にしたいと思っております。

我が町におきましても、様々な政策において、住民協働と、あるいは住民の行政参加というようなキーワードがちりばめられております。その必要性がうたわれております。今議会に上程されております第5次総合計画でも、町づくりワークショップでの住民の声を盛り込むなど、徐々に住民参加のまちづくりへの取組、挑戦ですよ、が進んでいるということは、私も認識しております。ただ、とはいえ、その調整はまだ始まったばかりであり、住民がただサービスを受けるだけでよかった古きよき時代から、本当の意味での住民参加の時代への今は過渡期と言えるのではないかなというふうに、私は考えております。言い方を換えれば、トップダウンの時代はもう終わり、住民の声を丁寧に拾いながら、一緒に知恵と力を合わせてボトムアップをしながら町づくりをしていく時代が来ているというか、そこに向かっていかなければいけない過渡期にあるということで、私は考えます。

1年半前、先ほど田中議員のご質問の中でも触れられておりましたけれども、布施小の統廃合の問題、さらにこのたびの御宿小の校舎建て替えの問題と、かなり難しい、簡単には答えが出せないような、でもとても大事な重要な行政課題が立て続けに公になったということで、現在、我が町では、子育て世代の皆さんを中心に、町づくりへの関心がこれまで以上に高まりつつあるというふうに私は感じております。ひしひしと感じています。そして、そういった中で、これは当然どこの町でもそうだと思いますが、町の事業の進め方への批判の声も聞こえ始めております。今こそ、こういった声を真摯に受け止め、これまでの役場の常識というものを一旦

疑ってみることを含めて、新しい仕組みづくりに挑戦すべきではないかと考えます。こういった考えを前提に、町長のお考えを伺いたいと思います。

まず、1つ目の質問です。口先だけではない本当の住民参加のまちづくりを進めるために、これまでどのような工夫、努力をしてきたか、あるいは現在しているかという質問でございます。

先ほど田中議員の質問にもありました、よく言われますアライバイづくり、住民参加と口だけで言っているけれども、ちゃんと住民の声を聞いていますよという体裁を整えているだけではないかと。アライバイづくり、ガス抜き、そういったことで、本当はもう決まっちゃっている話でしょうか、あるいはろくに聞いてもらっていない、本当の意味では聞いてくれていない、聞いているふりをしているだけというふうな言われ方は、どこの町でも聞こえてくる声であり、そして今回、先ほど申し上げた布施小あるいは御宿小の問題も含めて、お父さん、お母さんたちから、やっぱり同じような声、聞こえてきています。あるいは先日行われました第5次総合計画の策定委員会の委員さんの中にも、数回、委員として呼ばれて来ているけれども、何の意味があるのかというようなご意見、かなり厳しいご意見なんかもいただいたところであります。

これは、何度も申し上げておりますけれども、うちの町に限らず多くの自治体が抱える課題の一つだと思っています。やはり充て職ばかりで発言する人が少ない委員会とか、あるいは検討しますという返事が来るだけで、意見公募したけれども何の意味があったんだろう、頑張っ書いたけれども何か意味あったのかなというようなことが往々にしてどこの町でもあり、批判を受けがちだということで、その問題に早くから取り組んでいるところは、そう言われてしまわないように、ポーズだけじゃないの、アライバイづくりじゃないのと言われてしまわないように、あるいは本当にそういう状況になってしまわないように、いろんな工夫や努力が始まっているというのを、私の聞きかじり、どっちかというインターネットで調べると、いろんなところでいろんな工夫が始まっているんだなというところを見ているだけで、本当に聞きかじりで大変申し訳ないんですが、よその自治体ではそういう取組が始まっているということです。

渋谷区でスタートして、今全国に広がりを見せている百人会議といったようなこともありますし、あるいはそれだけじゃないいろんな取組が始まっています。そういったいろんな取組を、また第三者がデータとして集めて比較検討、調査を行ったような研究報告、こういったようなものもたくさん、インターネットを検索すると本当にたくさん出てきます。それだけ関心も高いし、どこの自治体でも課題と捉えて、努力がされているというところという状況の中で伺います。我が町、御宿町としては、どういった工夫、努力をしてきたのかということについて、

町長にお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんには、住民参加のまちづくりについてご質問をいただきました。ありがとうございます。

1つ目の質問でございますが、これまで行政として、住民の意見を吸い上げる方法や意見を反映させる方法など、どのような努力や工夫をしてきましたかというご質問でございます。

ご指摘いただきましたように、町基本計画としての総合計画をはじめ、様々な計画を実施するにあたりまして、住民の皆様との協働の町づくりを志向し、町づくりを進めてきております。

住民参加の形として、ワークショップ、パブリックコメント、アンケートなどありますが、各委員会や協議会など多くしており、各委員会においては、それぞれ性質は異なりますが、委員の皆様方には、積極的に町づくりのご意見をいただいていると認識しております。

このたびの第5次総合計画策定の過程におきまして、また御宿小学校校舎更新に係る教育施設検討委員会においては、とりわけ北村議員さんには積極的かつ貴重なご意見をいただいていると認識しております。会議の中で、保護者の皆様に対する説明についても、この問題をよりよく保護者の皆さんに知っていただくために、アンケート調査を実施する前に説明会を先にしたほうがよいというご意見を委員の皆さんからいただきまして、執行部と委員会の皆さんとの合意により、4回にわたる説明会を実施いたしました。

アンケート調査については、検討委員会において様式等について協議を深め、説明会で発言のあった保護者の皆さんのご意見を省略せずに、全ての生の声をアンケート調査票に添付したほうがよいという委員の皆さんのご意見があり、熟慮・熟考して、そのとおり実施をいたしました。私自身、住民参加のまちづくりを進めるにあたりまして、閉鎖的な考えは全く持っておりません。事案が重要であればあるほど、住民の皆さん、また議会の皆さんと一体感が必要だという基本認識としております。

以上です。

○11番（北村昭彦君） 今のご答弁を伺っていますと、やるべきことは充分やってきているという印象を受けたんですが、そういう受け止め方でよろしいでしょうか。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） ひとつひとつ全力を尽くしてやっております。その過程にあるということでございます。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。ひとつひとつ全力を尽くしてやっ

ると。充分やってきているというご認識だということと承りました。

今のご答弁を、今の現状に満足していない住民の方がもし聞いたとすれば、非常に残念に受け止められるのではないかなというふうに思います。私もその一人であります。反省とまではいきません。でも、もっと高みを目指すというか、もっとやれるはずだという、そこを目指すんだというようなご答弁を期待したいなということも含めて、今後について、2つ目の質問に移りたいと思います。

大事なことは、意見の異なる住民同士や、行政、議会、有識者、こういったいろんな人たちが、対話を重ねた上で決定するという新たな仕組みづくりに挑戦する意思があるかどうかという質問でございます。

決定前のことを町民に知らせてはならないというような空気を非常に感じます。あるいは、言葉としてはっきりそういったお話を執行部の皆さんからいただくこともあります。これは、古い時代、そのトップダウンの、先ほどからお話ししているトップダウンの行政運営が当たり前だった時代では当然のことだったのかもしれませんが、これは住民参加のまちづくりとは完全に逆行する考え方であると私は思います。

たまたま手に入れたんですが、ひよんなことであつたんですが、我が町の情報公開条例で、意思形成過程における情報に関する文言があると思います。読み上げます。本町の機関内部若しくは機関相互間、又は本町と国等との間における審議検討又は協議の意思形成過程における情報であつて、公開することにより、公正又は適切な意思形成に著しい支障が生ずるおそれがあるものについては公開しなくてもいいよと、そういう場合があつてもいいよというような文言があります。

ただ、これ議会事務局さんに伺ったら、運用マニュアルというようなものがございまして、ただし、そのマニュアルにはこう書かれています。なお、本号は今の文言は……、失礼しました。本来は町政、失礼しました、町民の行政への参画の促進を図るために、政策形成過程の情報については、可能な限り公開していくように努めるべきだと。なので、本号を適用して、要は意思形成に支障が出るかもしれないということで、非公開にすることについては、十分に慎重な取扱いをしなければいけないということがマニュアルにも書かれているということで、何が言いたいかといえば、やはり町民の皆さんと一緒に住民参加のまちづくりを進めるためには、要は意思形成段階、要は決まる前という話ですよ。これからどうしていこうかなとか、どちらの方向に向かっているかというような初期の段階からどんどん情報を出して、もっと言えば、相談あるいは助けてくれと、知恵を貸してくれという投げかけを、行政の側から町民の皆

さんのほうにどんどん投げかけるべきだというふうに私は思います。

先ほどから、いろいろなほかの議員の皆さん、一般質問の中でいろんな行政課題出てきたと思います。貝塚議員の質問の中では、全町公園課に関連して、駅裏の整備とか、重点施策であるというようなご答弁ありました。これも、あの場所をどういうふうに使っていくのか。どういう町を目指しているから、だからあの場所はこういうふうな使い方が望ましいんじゃないか、面白いんじゃないか、可能性があるんじゃないかと、そういったような議論も、もしそれが、もし本当に町長が重要課題としてこれに本気で取り組むのであれば、もう早い段階で、今、私が伺っている限りでは、かなり白紙に近いというか、いろんな可能性が残されている今の段階で、もうどんどん町民の皆さんに投げればいいんじゃないかなというふうに思います。

あるいは、ふるさと納税という課題もありました。非常に苦戦していますね。隣町ではとんでもない業績が上がってしまっています。やはり、それは頑張ればすぐ結果に結びつくかというほど簡単なものではないことも重々承知していますが、やはり隣町と比較されると苦しいな、私も苦しいです。でも、こういう難しい問題こそ、やっぱり一緒に考えてください、誰か知恵貸してください、町民の皆さん、あるいは専門家の方ももちろん含めて、知恵を総動員してと。

そういう意味では、田中議員の訴えの中で、全庁体制と、全庁の庁は庁舎の庁だったと思いますが、今の私の話をさらに加えればというか、さらに拡大して全町ですよ。我が町におけるあらゆる力、知恵と力を結集して、そういった難しい重要な行政課題に立ち向かっていこうじゃないかと。そのための仕組みとか、どういうやり方をすればいいのか、これは本当に難しいと思います。いろんな町がいろんな、先ほどから申し上げているとおり、いろんなやり方に挑戦していますけれども、これが正解というのは当然ないでしょうし、ましてや土地柄とか地域性、人口規模、財政状況とかいろんな状況の中で、これが合っているとか合っていないとかというのもあると思います。ですので、やればすぐ成果が出るかといったら、とんでもないと思っています、私も。でも、挑戦する過程、いや、これ試しにやってみたけれどもうまくいかなかった、じゃ、ちょっとその失敗を反省として生かして、やり方を変えて、第2弾やってみるとか、あるいは全然違った切り口でやってみるとか、そういった挑戦していく過程も、これ町民の皆さんにとってはすごく明るいニュースだと思います。

議会としても、あるいは、失礼しました、一議員としても反省していることがあります。それは、議会としても何年か前、私の1期目ですかね。ワールド・カフェ形式だということで、議会と住民の皆さんと意見交換というのを一度やりました。なかなか、1回目ということもあって、参加者、あまり集まらなかったんですね。それで、うまくいかなかったなということで、

それっきりになってしまっていて、でも私はやっぱりその失敗を生かして、2回目、3回目と続けていくべきだったなというふうに、今反省しています。そして、先月、ある先生をお招きして、改めてそういう住民参加型の意見交換みたいなことをぜひ挑戦すべきだという先生からのご提言がありましたので、改めて挑戦してみたいなというふうに、私としては思っています。

というような形で、ちょっと前置きがかなり長くなってしまったんですが、同じような気持ちを持って、ぜひ町長にも、このことについて一緒に、前向きにというよりは、全力で取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

これ、私、今手元にリストがあるんですけども、13項目あるんですけども、これタイトルは「主な市民参加手法一覧」となっています。これある自治体が、いろんな形で住民参加のまちづくりのやり方を挑戦していて、要は13通りにも分類しているいろんなことをやって、これ大きな町なので、お金も職員の方もたくさん要るんだろうな、だからこれをそのまままねしようとは思っていないんですが、何が言いたいかというと、いろんなやり方がある。なので、その中から、うちの町ではどのやり方がいいのかね。このことすら町の皆さんと一緒に考えてみればいいんじゃないかなと思うんです。

これ読み上げます。これ当たり前のものから、聞いたことないものからいっぱいあるんですね、13個。アンケート、グループインタビュー、市政モニター、ホームページ等での意見の募集、それから公聴会、住民説明会、それからシンポジウムフォーラム、それからオープンハウス、地域別懇談会、ワークショップ、市民会議、パブリックインボルブメント、市民討論会、討論型世論調査みたいな形で、これ説明がそれぞれ載っているんですが、言いたいことは、いろんなやり方が今試されていて、これに載っていないやり方だって当然可能性はあるでしょうし、本当に難しいことにチャレンジをしなきゃいけない、でも避けてはもう通れない時代が来ている。まさに今回、冒頭でも申し上げたとおり、布施小、それから御宿小の建て替えの問題を契機に、今、若い、どちらかというと若手の方中心に、新しいやり方で、私たちの思いや要望、願いを行政運営に反映させたいという思いを持った人が増えてきたというか、そういう思いが町民の皆さんの中に高まってきているというタイミングも踏まえて、ぜひ挑戦していただきたいなと、一緒に本気で取り組んでいただきたいなというふうに思っているのですが、町長、いかがでしょうか。お考えをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） いろいろおっしゃっていただきましてありがとうございます。

住民参加のまちづくり、例えば分かりやすく端的に申しまして、いろんなご意見を聞いた中

で、例えば100なら100あったご意見の中で、100名の方が1つずつご意見を言って、自分の意見が採用されたり、通らなかつたりした場合は、これも住民参加ですよ。

(北村議員「はい、そうです」と呼ぶ)

○町長(石田義廣君) そうですね。

(北村議員「はい」と呼ぶ)

○町長(石田義廣君) そういうその場づくりはもう当然あってしかるべきだったし、それでいいと思います。私はそこは開いていますよ。ただ、やはり物事を処していく、進めていくときに、必ず何らかの制約といますか、方針といますか、ありますから、それにのっとって物事を進めていかなくちやいけないというふうに私は考えておりますので、そういう中で、ここでご質問、新たな仕組みづくりということですが、何かということについては、やはり日頃からおっしゃっていただいておりますけれども、対話をしたりして、一体感を煮詰めていくと、そういうことではないかと思っておりますけれどもね。私はそのように理解しております。

○11番(北村昭彦君) 理解していますというご答弁だったんですが、端的に申し上げますと、新しい仕組みづくり、先ほど13個申し上げましたけれども、この中のどれかでもいいです、これ以外でもないですけれども、今までやってこなかったようなこと、新しい切り口でこういったことに取り組む、そういうご意思をお持ちですか、どうですかということを伺っております。

もう少し具体的に申し上げれば、例えば今年度中でもいいです、あるいは町長の任期あと2年、約2年あると思っておりますが、任期中に、今までは御宿町、ワークショップみたいなことは始まっていますし、パブリックコメントをやっています。アンケートも、いろいろ賛否ありますけれども、やってきていると思っております。そうではない新しいことに、新しいやり方に挑戦する、しかも申し上げたとおり、1回やっとうまくいくなんて生易しいものではないと思っております。そういったことを積み重ねながらやっていくという、そういう意思がごありかどうかについて、改めて伺いしたいと思っております。

○議長(土井茂夫君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) このたびの御宿小学校更新の関係で、候補地の選定については、いろいろこれまで、先ほどもずっと申し上げてきましたけれども、検討委員会とか、あるいは説明会とか、あるいはアンケートでやってきておまして、いろんなご意見をいただいております。そういう中で、私自身としては、結論は自分の中ではある程度固まっております。おりますが、それを、私自身の考えをゼロに戻して皆さんの意見を聞いてくださいということは、なかなか私はできません。私の持っている考えを理解していただくという立場では出てい

きます。そういう考えでいます。

○11番（北村昭彦君） 全く私の質問に答えていただけていない、会話が、申し訳ありません、私の聞き方がよくないのか、全く関係のないご答弁を、今、町長されてしまっているのもう一度、御小がどうか布施小がどうかではなくて、いろんな難しい問題がこれからも出てくると思います。駅裏のことをどうしようとかいろいろなことがあります。そういったことを、町民の皆さんの知恵と力を借りながら、計画段階から一緒に知恵を、声を聞くというか意見を聞いて、それを、じゃどうやって最終決定もというか、これを最終的には、田中議員もおっしゃっていましたが、最終的には町長が決めていただけていいと思うんですよ。ただ、町長だけ、あるいは町長の周りにいらっしゃる方だけ、あるいは行政の職員の皆さんだけでその案を考える、あるいは今までどおり、検討委員会と称して、はっきり言って専門家じゃなかったですね。学校の検討委員会も、私も参加させていただきました。自分なりに精いっぱい考えて発言したつもりですけども、私は学校建設の専門家でもないですし、PTAの会長さんたちも一生懸命いろいろ言ってくれました。でも専門家ではない。でも、町の中には専門家の方もいるかもしれないし、あるいは専門家でなくてもいろんな知見を、いろんなジャンルで持っている方もいるかもしれない。それは、学校の御小、布施小だけの話じゃないんですよ、私が言いたいのは。いろいろ町長もおっしゃられていた、駅裏どうしようとか、もう繰り返になりますけれども、ふるさと納税をどうしようとか、何はどうしようといっぱいあるじゃないですか。そういうのを、早い段階から町民の皆さんに投げかけて、知恵を借りると。それには、今までの仕組みでは全くできない、難しいのではないかなと。ですので、新しいやり方に挑戦しましょうよと、そういう話をしているんです。そういうことに挑戦するお気持ちがあるかどうか。これ最後にします。よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 町長。

○町長（石田義廣君） よく執行部と言いますがけれども、何か事案を遂行していく、進めていく中で、必ず執行部なら執行部の考えとか方針があるわけですね。この事業をどうしたら成功させるか、どうしたら達成できるのかという考えが当然生まれてきます。そのためには、こちら側のいろんな立場とか考え方をご理解いただくとともに、皆さん方の意見をどういうふうに取り入れたらいいかということで開催するわけで、そういうことについては、これからも当然考えていきたいと思っています。

○11番（北村昭彦君） ありがとうございます。当然考えていただくというご答弁をいただきましたので、あとはその言葉を信じて、もちろん議会も、あるいは一議員である私個人も

頑張らなきゃなと思っておりますし、そういうことを望んでいる町民の方たちも、決して、まだ多くはないかもしれませんが。でも、熱い思いを持って意見をぶつけてくださった子どもを持つ親御さん、保護者の皆さんたちいっぱいいらっしゃったと思います。それだけじゃない、もちろんリタイア世代の方、あるいはもっと若い若者たち、そういった思いを持っている人たちが、ここへ来てかなり存在感を、田中議員もおっしゃっていらっしゃいましたけれども、本当にここへ来て、そういった動きが見えてきたんですね。なので、そういった方たちと協力しながら、引き続き、こういったことに私も挑戦していきたいと思っておりますし、ちょっと今の最後の町長のご答弁も、いま一つ私にとってはぴんとはきていないんですけれども、これで諦めずに、引き続き一緒にやりましょうよと、こういうことを挑戦してみませんかというお誘いを、今後も頑張っていきたいなと思っております。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（土井茂夫君） 以上で、11番、北村昭彦さんの一般質問を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第5、議案第1号 御宿町監査委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第1号 御宿町監査委員の選任について提案理由を申し上げます。

現在、町監査委員としてご活躍いただいております綱島勝氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、再任したく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。任期は、令和5年4月1日より4年間となります。

綱島勝氏の略歴につきましては別紙のとおりでございますので、よろしくご審議、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第6、議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長(石田義廣君) 議案第2号 御宿町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

令和5年3月31日をもって任期満了となります御宿町教育委員会委員、浅野智子氏を引き続き教育委員に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

略歴につきましては別紙のとおりでありますので、ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

任期につきましては、令和5年4月1日より令和9年3月31日までの4年間であります。よろしく申し上げます。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第7、議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

石田町長より議案の説明を求めます。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 議案第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員に植田行貴氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

同氏の略歴につきましては資料として添付してありますので、ご同意くださいますようお願いいたします。

任期につきましては、令和5年4月1日より令和8年3月31日までの3年間であります。よろしく申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり同意することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長(土井茂夫君) 日程第8、議案第4号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(金井亜紀子君) 議案第4号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、御宿町駅前駐車場の管理業務について指定管理者の指定を行うものです。

指定管理者の指定につきましては、御宿町駅前駐車場の指定管理業務を令和2年4月から現在に至るまで一般社団法人御宿町観光協会を指定している状況であるほか、駐車料金の回収をはじめ、駐車券の補充や機器故障時の対応など、観光協会事務所が御宿町駅前駐車場と隣接しており、迅速かつ効率的で効果的な運用が期待できることから、非公募により、一般社団法人御宿町観光協会を候補者として選定いたしました。

指定管理者の候補者選定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、令和5年1月20日に指定管理者選定委員会を開催し管理能力等の内容を審査した結果、評価基準を満たしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

指定管理を行わせようとする公の施設の名称は御宿町駅前駐車場となります。

指定管理者となる団体の名称は一般社団法人御宿町観光協会で、指定の期間は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長(土井茂夫君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第9、議案第5号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

教育課長より議案の説明を求めます。

教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議案第5号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、御宿町運動施設の管理業務について指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定につきましては、御宿町運動施設である御宿台テニス場及び御宿台パークゴルフガーデンの指定管理業務を令和2年4月から現在に至るまで株式会社キャメルゴルフリゾートを指定している状況であるほか、町内にゴルフ場並びに宿泊施設を有し、管理運営する上での従業員の専門的知識があるとともに専用機材等も多く備えており、効率的かつ効果的に施設運営を行っていることから、非公募により、株式会社キャメルゴルフリゾートを候補者として選定いたしましたところでございます。

指定管理者の候補者選定につきましては、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第4条の規定により、令和5年2月24日に指定管理者選定委員会を開催し管理能力等の内容を審査した結果、評価基準を満たしておりましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理を行わせようとする公の施設の名称は御宿台公園テニス場、御宿パークゴルフガー

デン、指定管理者となる団体の名称は株式会社キャメルゴルフリゾートで、指定の期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田中さん。

○2番（田中とよ子君） 2番、田中です。

指定管理期間なんですが、今までは3年間ということで推移してきましたよね。今回なぜ1年なのかということでお伺ひします。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今回は、コロナ禍により3年間とも運営管理に大幅な損失が発生しているということでございます。パークゴルフ場開場以来、山林雑木が繁殖し、剪定をしていないため、樹木に覆われている理由などで芝生が育たないなど、管理運営に支障を来していることや、民間業者が、当該2施設だけでは、今後も引き続き管理運営していくには非常に厳しい規模と面積、運営面でも大変難しい状況という部分がございます。しかしながら、指定管理の受け手がなくなることで、町が直営で管理運営することは過去の経緯でもございました。その中で、町が直営でやるということも大変難しい状況です。こういうことも踏まえまして、地元企業も含めた民間の企業誘致、地元住民雇用の確保などを目的に、早急に御宿台にあるこの2施設を含め、周辺町有地全体の活用に向けて検討に入りたいという部分で、1年間の指定管理の期間としたところでございます。

以上です。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございますか。

田中さん。

○2番（田中とよ子君） ということは、この1年間はその協議段階として、その後に、例えば直営にするのか、それはこれから検討していくことなんでしょうけれども、今現状であそこの施設は、高齢者対策として、教育課としてどうこうということではないんですけれども、高齢者対策の中で、保健事業とか介護予防事業とかいろいろやられていますけれども、その一部の位置づけにもなっていると思うんですね。今、利用している人たちが、結構高齢者の方々が定期的に利用しています。そういった人たちに、私もそこを利用している状況でもありますので、今後1年間はこのキャメルさんがやっていただける、その後についてはどういうふうにな

るのかということ、早い段階で結論を出していただかないと、今現在利用している人たちに対して不利益が出るんじゃないかというふうに考えます。それについてを、なるだけ早い段階で結論を出していただけるとありがたいというふうに考えています。

○議長（土井茂夫君） 教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 先ほどからそういうお話いろいろ伺っております。民間企業ですと、どうしてもスピード感というものがすごく必要な部分がございます、この1年間で目鼻がつかなければ、当然直営ということになると思います。その辺も含めて、1年間の期間としたというところでご理解をいただきたいと思います。

○議長（土井茂夫君） ほかにございませんか。

12番、滝口さん。

○12番（滝口一浩君） 前段の議員と同じだったので、あえて質問することはなかったんですけども、その期間、なぜ1年になったのかという、大抵想像がつくわけですよ。前の田中議員さんの言うとおりに、この1年でそれって、1年ってあっという間に過ぎちゃうもので、時流からいえば、町の直営なんかというのはあり得ない話で、民間に任せるのがもう当たり前なんですけれども、それにはそれなりの、民間だとやっぱり利益出さないと受けてくれないですね。だから、その辺がもう、今から来年の話をして大変申し訳ない話なんですけれども、本当に大丈夫なのかと。お年寄りの娯楽、楽しみで行っていて、テニスコートも、中学校の郡内の大会だとか、ある程度にぎわっているわけですよ。そんな中で、到底、今の状態で町の直営というのは、執行部サイドにも負担が出るし、ちょっとやり切れないんじゃないかという、やっぱり心配が我々もあるわけで、そのためには、じゃ、民間に、もうキャメルさんにやってもらうのが一番なんでしょうけれども、多分この1年契約にするということは、やってくれないということが前提だと思うので、今発言しているんですけども、その辺に関しては責任持って、これは課長というより町長に、1年後責任持って大丈夫な状況になっているのか、ちょっとその辺、町長のほうから回答いただきたいんですけども、よろしくお願いします。

○議長（土井茂夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、教育課長から説明がございましたが、非常に、パークゴルフ場及びテニスコートをお願いしているんですが、全体でかなりの赤字といたしますか、そういうものが出ている中で、厳しい状況にあります。そういう中で、周辺施設、施設というより用地等の活用についてやっていただく中で、何とか全体のこの利益といたしますか、運営をできないかという話が現在ありまして、その辺の検討をしていくということでございますので、それも1年

間という短期間でございますので、できるだけ早い段階で方向性を決めていきたいなと思っております。

○議長（土井茂夫君） ほかに質疑ございませんか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 9番、伊藤さんが離席しております。

現在の出席議員は10名で採決を行います。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第10、議案第6号 御宿町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第6号 御宿町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてご説明申し上げます。

町における個人情報の取扱いにつきましては、これまで町の条例においてルールを定め運用をしておりましたが、個人情報保護法の改正により、法に基づく統一的な基準により管理運用することとされたことから、法の施行に関し必要な事項について法律施行条例として新たに整備するものです。

制定の背景といたしましては、国におけるデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備

に関する法律の施行により、マイナンバーを活用した行政手続の効率化など、情報通信技術を活用することで、国民の利便性向上を図ることとされました。また、この法律では、個人情報が含まれるデータの有用性を踏まえ、例えば購入履歴や異動履歴などを加工し、個人が特定できないようにした上でビッグデータとして活用するなど、個人情報の保護に最大限配慮しつつ、経済・産業の発展に活用していく旨が盛り込まれたものでございます。

こうしたことを受け、これまで、国、独立行政法人、民間がそれぞれ異なる法律に基づき管理運用してまいりました個人情報について、現行の個人情報保護法をベースに、基準や管理体制を一元化し、データ利活用の推進と個人情報保護の両立を図るものです。

地方公共団体においては、これまで条例においてそれぞれが基準を定め個人情報の管理運用をしてまいりましたが、令和5年4月1日から個人情報保護法が適用され、国と同様に一律の基準により個人情報の管理運用をすることとなっております。これにより、個人情報の定義や個人情報の収集、利用、提供といった個人情報取扱いのルールについては、法に基づく運用をすることに加え、個人情報の開示手数料等、最小限の独自措置が条例で規定できることとなっていることから、今回提案いたします条例案については、法の施行に必要な事項を定める法律施行条例という形式を取っております。

それでは、具体的な条例の内容について、条ごとに説明させていただきます。

まず、第1条ですが、本条例の趣旨を規定したものです。

第2条は、本条例で用いる用語の定義を定めるものです。

第3条は、個人情報の開示手数料に係る規定ですが、現行と同様、開示の手数料は無料とし、写しの交付について実費の負担をしていただく規定となっております。

第4条は、個人情報取扱事務登録簿についての規定であり、法律上、整備の義務化はございませんが、事務の適正管理の観点から、現行制度に引き続き独自に追加運用するものです。

第5条になりますが、御宿町情報公開・個人情報保護審査会へ諮問できる事項について規定してございます。

第6条は、規則への委任条項です。

最後に、附則でございますが、第1項は、条例の施行日について令和5年4月1日とするものです。

第2項は、本則第4条で規定する個人情報取扱事務登録簿について、条例施行に伴う経過措置を規定するものです。

第3項は、本条例の制定に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止するものです。

第4項から第11項は、現行条例の廃止に伴い、現行条例における個人情報の取扱いのほか、罰則について経過措置を規定するものです。

第12項は、御宿町情報公開条例の一部を改正するもので、個人情報の開示請求等に係る期限を法に基づく日数とすることから、情報公開条例における公開期限について、公開請求のあった日の翌日から起算して14日以内としているものを、公開請求があった日から起算して30日以内とするものです。

第13項は、御宿町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正するもので、引用条文の整理をするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井茂夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

9番、伊藤さんが戻りましたので、現在の出席議員11名で採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（土井茂夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（土井茂夫君） 日程第11、議案第7号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

総務課長より議案を説明願ひます。

総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、議案第7号 御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてご説明申し上げます。

本条例案につきましては、個人情報保護法の改正により個人情報取扱いの基準が統一化され、個人情報の管理運用についても、国の機関が一元的に所管することとされたことから、御宿町情報公開・個人情報保護審査会について、法に基づき、事務の内容等を整理するものです。

これにより、現行の御宿町情報公開・個人情報保護審査会については、情報公開制度や個人情報保護制度における開示決定等に係る審査請求に関する事項のほか、町における個人情報保護の取扱いについて諮問し答申をいただいておりますが、法の適用後、個人情報の取扱いについては、個人情報保護委員会、国で設置しますこちらの保護委員会が一括して所管することとされたことから、町審査会の所掌事務等を整理し、新たに御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例を制定するものです。

それでは、条例の具体的な内容について、条ごとに説明させていただきます。

まず、第1条は本条例の趣旨を定めており、第2条において、情報公開制度や個人情報保護制度における審査請求等について調査審議する機関として、御宿町情報公開・個人情報保護審査会の設置を定めるものです。

第3条は、本条例で用いる用語の定義を定めるものです。

第4条は、審査会の所掌事務について定めるものです。

第1号及び第2号は、これまでと同様に、情報公開制度や個人情報保護制度における開示決定等に係る審査請求に関する事項を、第3号は、ただいまご議決いただきました法律施行条例に基づく諮問について、審査会の所掌事務としてそれぞれ規定するものです。

第5条から第7条は、審査会の組織、委員等について定めるものです。

第8条から第15条は、審査会の権限や調査審議に係る手続について定めるものです。

第16条は、規則への委任条項となります。

第17条は、秘密の漏えいに関する罰則を規定するものです。

最後に、附則でございますが、第1項は、施行期日を令和5年4月1日とするものです。

第2項は、本条例の制定に伴い、現行の御宿町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止するものです。

第3項から第5項は、現行条例の廃止に伴う経過措置を規定するものです。

以上で説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長（土井茂夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(土井茂夫君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(土井茂夫君) 全員の挙手です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

◎散会の宣告

○議長(土井茂夫君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日9日は午前9時半から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午後 3時46分)